

2013 年度 修士論文

河川環境における「日常」と「非日常」

—東京都東久留米市における市民活動を事例に—

The Residents' Ordinary and Unordinary Surrounding River Environment
-A Case Study of the Civic Activities in Higashi-kurume City, Tokyo-

池側 友美

Ikegawa, Tomomi

東京大学大学院新領域創成科学研究科

社会文化環境学専攻

目次

プロローグ	3
第一章 問題関心と先行研究	16
1. 1 河川行政の近代化	17
1. 2 「日常」と「非日常」の議論	18
1. 2. 1 「日常」とは何か：ハレ・ケ・ケガレの議論から	18
1. 3 本研究の目的	18
1. 4 本研究の研究対象	18
1. 5 本研究の調査方法	19
第二章 日本の河川管理状況	20
2. 1 日本の河川管理状況	20
2. 1. 1 1950、1960、1970年代における河川環境行政：水質問題と河川敷問題	20
2. 1. 2 1980年代初頭における「総合治水対策」と新しい河川観	20
2. 1. 3 1980年代末の河川環境行政：総合治水対策からの逆行	22
2. 1. 4 1990年代の河川環境行政：「多自然型川づくり」	23
第三章 調査対象地：東久留米市について	26
3. 1 東久留米市の概要	26
3. 2 東久留米市の歴史	26
3. 3 東久留米市の農業	29
3. 4 東久留米市の水環境	29
3. 4. 1 東久留米市の河川	29
3. 4. 2 河川と人々の暮らしの歴史	29
3. 4. 3 東久留米の湧水の仕組みと地歴	30
第四章 東久留米市の河川環境における市民活動	32
4. 1 東久留米ほとけどじょうを守る会	32
4. 2 東久留米・ホテルを呼び戻す会	32
4. 3 継続されてきた活動	32
4. 3. 1 いこいの水辺	33
4. 3. 2 わくわく川掃除&川あそび	33
4. 3. 3 川塾	34
4. 3. 4 総合学習	34
4. 3. 5 湧水・清流保全都市宣言	35
第五章 市民活動を担う人々	38
5. 1 A氏	39
5. 2 B氏	39
5. 3 C氏	40

5. 4	D氏	40
5. 5	E氏	40
5. 6	F氏	41
第六章	河川環境における「日常」と「非日常」	43
6. 1	ハビトゥス論	43
6. 1. 1	ハビトゥスとは	43
6. 2	「日常」と「非日常」の螺旋的ダイナミズム	44
6. 2. 1	「日常」の形成<継続・強化>	44
6. 2. 2	「非日常」=「差異」との遭遇	45
6. 2. 3	「日常」の顕在化<修正・強化>	45
6. 3	今後の展望 「宣言」の担う役割—「日常」の拡大—	46
	参考文献	48

プロローグ

現在、私は東京都の河川環境における市民活動に大きく関わりを持っている。週末には、必ずと言ってよいほど河川環境に関するイベントやフォーラムがあり、その度に学生ボランティアとして参加している。私自身のこのような活動のきっかけとなった学部時代の経験と学位論文をプロローグとして最初に述べたい。

学部時代、私は滋賀県立大学、環境科学部、環境政策・計画学科に所属していた。この学科で、環境学とその周辺の学問を多岐に渡って学ぶことができた。具体的には、環境法、環境経済学、環境社会学などの基本的な分野から、環境フィールドワーク、社会調査実習などの実践的なものなどである。環境について幅広く学んだことは、広い視野で環境を見るという意味ではよかった。

学部3年生の春だった。私は授業の一環で、滋賀県守山市で活動するある環境NPOに出会った。初めてそのNPOの事務所に出向いたとき、私は大きく感銘を受けた。そこでは、学生を含む住民たちが生き生きと作業をし、熱く議論を交わしていたのである。しかも、それは直接的に自身に利益をもたらすことのない、「河川環境をいかに良くするか」というただ一つの思いだけでなされていた。それまで、ごく普通の学生としてのんびりと過ごしていた私にとって、衝撃的な出来事となったのである。それ以来、私はすっかりその環境NPOに魅了されてしまい、活動にのめり込んでいった。

そのような日々の活動のなかで執筆したのが「混住地域における住民活動と水辺再生の可能性—滋賀県守山市梅田町を事例として—」（池側，2008）である。以下にその要約を記す。

水辺再生は、水辺の持つ地域資源としての価値を住民が評価することなどにより、地域の活性化につながると考えられる。しかし、新住民と旧住民の混住地域においては、新住民の地域に対する関心が低く、水辺再生のなかに彼らの意見が反映されていないのが実態である。

そんな中、混住化の著しい滋賀県守山市梅田町では、2007年度に住民が主体となって「川普請」が実施された。これは、町内を流れる河川を整備し、住民の理想とする里中川を生み出すことを主な目的とするものである。本研究では、梅田町周辺の2町と梅田町を比較し、梅田町の住民活動が停滞してきた要因を明らかにすること、さらに、「川普請」において住民が水辺再生に関わり、その活動を継続させる要因を解明していくことを目的として調査を行った。これらを通じて、混住地域における水辺再生が活発なものへと転換していく可能性を検討する。

「混住地域における住民活動と水辺再生の可能性—滋賀県守山市梅田町を事例として—」

I はじめに

近年のまちづくりには、環境との調和に重点を置いた方針を持つものが多く見られる（鈴木 2000）。水辺再生も近年のまちづくりのひとつであると言え、それは水辺の持つ地域資源としての価値を評価するアメニティの改善や環境負荷の軽減といった目的を達することにより、地域の活性化につながると考えられる（高木 2000）。しかし、そのような地域の活性化にもいくつかの問題が生じている。まちづくりの主体となる住民の間には、世代間や居住歴で認識の違いや、優先度の違い、利害関係の差異があり、話し合いの中でお互いに納得できる合意形成を図るには一定の時間を要する。特に、新住民と旧住民の混住地域においては、新住民の地域に対する関心が低く、まちづくりのなかに彼らの意見が反映されにくいのが実態である。

水辺再生をテーマにした先行研究としては、水辺再生のための管理と利用に関する研究（奈良 2008）、水辺再生をめぐる合意形成に関する研究（黒田 2007）、さらに水辺のイメージに関する研究（中村 2000）などが見られる。しかし、水辺再生の対象地が混住地域であることに着目した研究は少ないようである。

本研究が対象とする滋賀県守山市では、都市水路が市内を縦横に流れていることから水辺と住民との距離が非常に近い地域である。そのため、守山市を対象として水辺環境と住民のかかわりに関する研究はいくつも行われてきた。その中で、宮城（2007）が行った守山市におけるコミュニティ組織による水環境保全活動の継続方法に関する研究においては、JR 守山駅周辺に位置し新旧住民の混住化も急激に進んでいる 2 自治会（YT 町、MM 町）が、水環境保全活動が活発であるとみなされていたにも関わらず、同じ駅周辺に位置する梅田町はそこに含まれていなかった³⁾。一方、梅田町では、2007 年度に全国都市再生モデル調査の対象地となり、「川普請」が実施された。これは、町内を流れる都市水路を整備し、ホテルが飛び交う里中川を生み出すことを主な目的とするものである。そのために、「川普請」を住民が主体となって実行し、住民自らがメンテナンスを行うことを計画している。また、守山市では地域資源のひとつである「都市水路」を生かした「水辺再生」を中心市街地活性化の柱として計画中であり、梅田町はその対象地域に含まれている。

こうしたことから、梅田町では「川普請」を通してこれまで住民活動が停滞していた状態から活発なものへと転換する可能性を持ちつつあると言える。そのため、この地域に注目することによって、混住地域における水辺再生の実態が把握でき、水辺再生を通じて活発な住民活動が展開する方途を検討できると考える。

II 研究の目的・意義

本研究の目的は 2 つある。第 1 の目的は、宮城の研究において住民活動の活発な 11 自治会に含まれていた 2 自治会と梅田町を比較し、梅田町の住民活動が低迷してきた要因を明

らかにすることである。第 2 の目的は、守山市梅田町で実施された全国都市再生モデル調査事業の中での「川普請」において、住民が水辺づくりに関った経緯や意識、行動を分析して、住民が水辺再生に関わり、その活動を継続させる要因を解明していくことである。これらを通じて水辺再生が活発な地域へと変化していく筋道を考察する。

本研究によって、混住地域における水辺再生の実態と地域活性化の方向性を明らかにすることにより、こうした問題に関心をもつ他地域に検討の素材を提供できる。

Ⅲ 研究方法

本研究は、以下の方法によって行った。

- ・ 梅田町に関する情報を文献とヒアリングで収集し、その特性を分析する。
- ・ 宮城の研究の中での 2 自治会に関する情報を文献とヒアリングで収集し、その特性を分析する
- ・ フィールドでの参与観察により、梅田町丹堂川における川普請の成果と今後の課題を抽出する。
- ・ 梅田町の住民の意識をヒアリング調査により把握する。

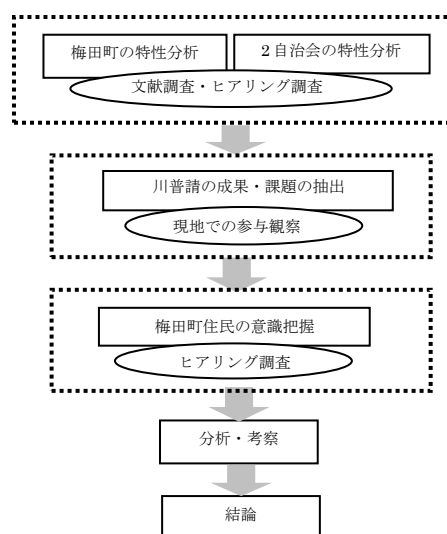


図 1 研究フロー

Ⅳ 梅田町と YT 町・MM 町について

研究対象地域である梅田町と、その周辺地域である YT 町・MM 町について、文献調査とヒアリング調査によって明らかになったことを以下にまとめる。

1. 梅田町について

梅田町の人口は、100 世帯前後のマンションの建設によって急激な増加が繰り返し起こっ

ている状況である。この人口増加に対して、梅田自治会の新住民への対応が十分になされていないということが明らかになった。また、梅田町を流れる丹堂川の管理を行っているのは主に土地改良区に属する農業者である。このため、丹堂川を農業用水路と見なしている旧住民は、水辺環境を形成する要因としての認識度が低く、清掃など管理が必要となってくるようなものの必要性は元来持ち合わせていなかった。加えて、新住民にとって、丹堂川はコンクリート三面張りで、大きな生物や植物も生息していないため、親近感がなにもない状況である。自治会においては、自治会の人数が少なく、活動を行う上で一人にかかってくる負担が大きくなっている。さらに、水辺環境に関わる組織として「せせらぎ会」があるものの、自治会内に活動の担い手となるような規模ではない。

2. YT 町について

YT 町の人口について、1978 年から 1980 年までの間は公共団地の建設によって人口が急激に増加しているが、その後の人口増加は緩やかになり、1992 年以降新住民の流入は減少している。このため、新住民に対する YT 自治会の対応が可能になっている。YT 町の水辺環境について、かつて湧水池など水源を多く持っていた町内を流れる河川には、コイやハリヨなどの生き物が飼育され、水車も設置されている。これらは主に「まちづくりの会」や「ハリヨ保存会」などの各種団体が飼育・管理している。このような活動は賞を受賞し、YT 町のシンボルとなっている。自治会については、YT 自治会には先導性が非常に高い自治会長と、大きな活動力を持っている各種団体のリーダーが存在し、活発な自治会活動の軸となっている。

3. MM 町について

MM 町の人口は、梅田町や YT 町と比べ、全体的に緩やかに増加している。また、MM 町は人口規模が大きく、MM 自治会には多数の委員会や団体が存在している。そのため、自治会活動を行う際の負担の分散が可能となり、年間を通じて多数回行われるあらゆる行事に対応できている。また、自治会の水辺に関わる主な取り組みの一つである河川の清掃活動には、「MM の自然を守る会」などの各種委員や各種団体が主体的に関わっているため、高頻度での実施が可能となっている。さらに、MM 町には地主的住民がいまなお多く、農業用水路の水利権を持っている住民も存在し、河川に対する農業者としての意識が根付いている。

4. 梅田町と YT 町・MM 町との比較

最後に、梅田町・YT 町・MM 町の 3 町をそれぞれの特徴において比較する。

人口については、それぞれの人口規模が異なっており、その増加形態も異なっている。これは、各町のマンションやアパートの規模と建設年次が大きく関わっている。

自治会については、YT 自治会と MM 自治会の水辺環境に関わる組織の会員数は梅田町

の5倍以上にもなり、活動が活発である要因の一つであると考えられる。また、3町の各自自治会が行っている自治会活動は、YT町、MM町の活動の種類と回数が梅田町を大きく上回っており、その内容も工夫されている。さらに、YT自治会、MM自治会ともに15種類以上の活動を行い、その活動の中には必ず水辺と触れ合うものが含まれている。これらの活動は、自治会が一般的に行う活動に加え、それぞれ独自で行っているものであることも特徴として挙げられる。

水辺環境については、YT町とMM町の町内には神社や寺院が存在し、水辺環境を含む地域の自然環境を形成しているということが明らかになった。また、YT町とMM町両方の水辺環境がそれぞれの地域にとってシンボリック的存在であるということが、梅田町との相違点であった。

	日付	内容
事前準備	2007年 8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの意思統一 ・企画、運営内容の討議と確認
WS①	2007年 9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・丹堂川を歩き、スケッチ ・川幅など簡単な計測 ・丹堂川の長所と短所のまとめ
FW①	2007年 10月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・丹堂川の生き物観察 ・魚つかみ ・「理想の川」のお絵かき
FW②	2007年 10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪と京都の河川を見学 ・河川整備についての野外講義 ・意見交換会

表1 川普請の全体構成

WS②	2007年 11月11日	・カードによる丹堂川の目標像のイメージづくり ・丹堂川の利活用を考える
学習会	2007年 12月5日	・環境水の確保やその水利権取得についての講義を受ける
WS③	2007年 12月16日	・目標像を起こし絵で具現化 ・地域の達人哲人マップの作成
作業部会	2008年 1月～2月	・各組織から代表が集まる ・工事の具体案を検討する
川普請	2008年 3月2日	・清掃活動 ・賄い ・置き石工 ・植栽工

V 川普請について

1. 川普請の概要

川普請の全体の構成を表1に示す。表1に示すとおり、川普請は事前準備から始まり、3回のワークショップと2回のフィールドワークを中心に、学習会や作業部会をはさみながら2008年3月2日に行われた河川整備工事に至った。

第1回ワークショップでは、参加した住民が実際に丹堂川を歩き、測量や観察をすることによって、などの長所と短所をまとめ、丹堂川の実状を明らかにした。参加者からは、「もともと丹堂川の存在は知っていたけど、丹堂川とはどういう川なのかを改めて知った」という声が聞かれ、丹堂川を再発見した様子が伺えた。

第2回ワークショップでは、第1回ワークショップで明らかになった丹堂川の状態を踏まえた上で、今の丹堂川をどう利用できるかどう利用できるかを住民同士で議論した。また、これからの目標像について意見を出し合い、「丹堂川のキャッチフレーズ」を考えた。その結果、参加者は、丹堂川の持つ可能性に気づいたようであった。

第3回ワークショップでは、第2回ワークショップで話し合った目標像に向けての整備プランを議論した。参加者が水辺再生に対する具体的なイメージを持つために、整備プランを起こし絵でまとめた。

全3回のワークショップや全2回のフィールドワークなどの集大成として、川普請が実施された。梅田町の住民がそれぞれ役割を持ち、親水階段、護岸石、飛び石を設置し、ま

たショウブの植栽も行った。その結果、住民の手による川づくりが実現でき、理想像が具現化することができた。

2. 川普請の主体

川普請の主体は、梅田町の住民の代表としての梅田自治会である。そして、梅田自治会と協働して川普請を行っていく団体として、地元 NPO 団体と専門家集団が存在する。

川普請の発端は、梅田自治会が地元 NPO 団体から話を持ちかけられたというのが実際のところである。川普請のなかでの役割分担は、主催者が梅田自治会、企画・準備・運営が地元 NPO 団体、アドバイザー・調整役が専門家集団という具合に明確に分かれてはいたが、整備プランを考えるワークショップの運営などは主催者である梅田自治会ではなく他の団体であった。

3. 川普請の参加者

表 2 は、川普請の各活動における参加者の概要を示したものである。表 2 が示すように、それぞれの活動への梅田自治会からの参加者は毎回 20 名を超えている。しかし、参加者のうち新住民の割合は 2 割程度と少数にとどまったというのが実態である。

また、梅田自治会からの参加者は、自治会内の何らかの組織の一員であり、その付き合いという意味での参加者が目立った。実際に、川普請の期間中に町内の全世界帯に配布した回覧板などを見て参加した住民は、飛び入り参加した住民を除いては皆無であった。

表 2 川普請参加者の概要

	梅田自治会	地元 NPO 団体	専門家	その他	合計
WS①	28 名	10 名	10 名	1 名	49 名
FW①	29 名	11 名	4 名	8 名	52 名
FW②	22 名	16 名	3 名	2 名	43 名
WS②	24 名	10 名	8 名	0 名	42 名
学習会	20 名	20 名	2 名	3 名	45 名

WS③	27名	10名	10名	0名	47名
作業 部会	4名	4名	2名	5名	15名
川普請	37名	8名	6名	8名	59名

4. 川普請の成果と課題

川普請全体の成果として、活動初期の段階では、川普請に対して積極的な姿勢ではあったものの、川普請というものを理解することが難しいといった様子が伺えた。加えて、携帯道具や長靴など土木作業が多いフィールドワークに向けての準備に対する嫌悪感や不安、出不精な姿勢も見られた。しかし、参加を重ねるごとに理解が深まり、丹堂川を自分たちで作り上げるという意識が少しずつ芽生えてきていたようである。また、整備工事を行っている最中に偶然通りかかった幼稚園児とその父親が川普請に興味を持ち、飛び入り参加するという場面もあった。これは、川普請のためのイベントの一つとして行った子どもを対象とした丹堂川での第2回フィールドワークにも見られたことである。さらに、丹堂川に設置する飛び石として利用する漬物石の提供を梅田町の住民に呼びかけたところ、短期間のうちに70個も集まった。そして、全3回のワークショップを通じて、住民同士、特に新住民と旧住民とがコミュニケーションを取り、丹堂川に対する住民の思いや理想を具現化することができた。

川普請全体の課題として、ワークショップやフィールドワークなど、川普請全体を通して30～40代の新住民である参加者が少なかった。また、「川普請」の広報手段の一つである回覧板に関して、旧住民と新住民では回覧にかかる時間が旧住民のほうが数倍早いというのが実態である。そして、ワークショップの進行などを梅田自治会ではなく他団体が行っていた影響もあり、ワークショップにおける住民の心理的な不安感などから、住民の姿勢が受動的になっていた。

VI 梅田町における住民の意識と行動

1. 現地ヒアリング調査の概要

調査期間は2008年10月1日から12月8日である。川普請への参加者を中心に、39歳から92歳までの計29名の梅田町住民にヒアリング調査を行った。

ヒアリング調査対象者の属性について、表3に示す。表2に示すとおり、川普請に参加した旧住民が12人、川普請に参加していない旧住民が5人、川普請に参加した新住民が4人、川普請に参加していない新住民が8人であった。

表3 ヒアリング対象者の属性

	川普請参加	川普請不参加	合計
旧住民	12名	5名	17名
新住民	4名	8名	12名
合計	16名	13名	29名

2. 現地ヒアリング調査の結果と考察

現地ヒアリング調査の結果を以下に示す。なお、表3は結果の抜粋を表したものである。

(1)水辺環境について

梅田町の特性について質問への回答は、「駅前」「利便性」など梅田町の特性のなかでも生活に直結するキーワード多く得られた。「丹堂川」などの水辺環境を特性だと認識している住民は少数にとどまった。

日常の丹堂川に対する意識についての質問に関しては、明らかに意識して生活している住民は旧住民にも新住民にも少なかった。しかし、実際は川を覗いている住民が多く、川のゴミの量の変化や水量の変化に気が付いている人が多かった。

また、丹堂川で遊んだ経験についての質問について、旧住民は泳いだことがあるなど丹堂川で遊んだ記憶が鮮明に残されているようであった。一方、新住民は、安全面や衛生面で懸念して、丹堂川に入って遊んだことのある住民はほとんどいなかった。

せせらぎ会についての質問では、ヒアリング対象者の全員がその存在を認知していたものの、詳細まで知っている住民はいなかった。ただ、せせらぎ会の会長が頻繁に丹堂川を清掃していることを知っている新住民は存在した。

せせらぎ会への入会意思についての質問に関しては、新旧住民ともに「遠慮がちになっ
てしまう」「勇気がない」など、マイナスの心情が必ずあることが把握できた。

最後に、丹堂川の必要性についての質問では、29名中26名が必要であると答えた。その理由としては、「癒しの場である」「自然を感じる場所が必要である」というような精神的理由がもっとも多く、「雨水排水用として必要である」「水のことを学べる場所である」などの設備的理由も見られた。

(2)自治会について

自治会役員の経験の有無については、インタビュー対象者の全員が一度は役員の経験あるという結果がでた。これは、梅田自治会の半強制的に入会させるシステムの効果の表れ

であると考えられる。

自治会役員が住民に与える負担に関する質問では、「義務感」「責任」というキーワードが見られる一方で、「やってよかった」「ネットワークが広がった」「地域になじめた」などといったポジティブな回答も多数得られた。

また、自治会行事への参加率について、新住民に関しては役員という大きい経験が住民に影響を与え役員後の参加率が上がったと答える住民が多かった。旧住民に関しては、自治会行事が各世帯の個人のスケジュールに組み込まれているというケースが多く、自治会行事への参加は当たり前ものとして認識されていることが把握できた。

現在の自治会行事に対する満足としては、旧住民よりも新住民のほうが多くの要望を抱えている傾向がみられる。つまり、旧住民にとっては何の疑問も持たないであろう行事に対して、新住民ならではの視点から行事を捉えているといえる。しかし、そういった新住民の要望は自治会になかなか聞き入れてもらえないというのが現状である。

このような、自治会の仕組みや行事において、河川と触れ合う行事の必要性を問う質問では、「やってほしい」「きっかけとなるような行事なら」など、新旧住民ともに決して否定的ではなかった。しかし、行事の企画・運営の大変さを役員の経験から理解している分、予算や人員、労力などといった問題点を懸念する住民が大半であった。

(3)川普請について

川普請の認知度については、自治会の役員や老人会での会話の中で知ったというように、梅田自治会内の組織にいずれかの形で携わっている住民の認知度は高いという結果が出た。ところが、それ以外の住民は回覧板や掲示板で流し見る程度であることが分かった。

また、川普請に参加した理由ではほぼ全員が答えたのが、「自治会役員だから」「組織に入っているから」という回答であった。つまり、川普請に半強制的に参加させられている住民が大半を占めたということである。このような理由で川普請に参加した住民のなかでも、特に新住民の参加者については、川普請を「自治会役員の仕事の一つ」、「自治会役員が参加する義務的なもの」などといった自治会行事として捉えていた。そのため、住民が自らの手で丹堂川を作り上げる川普請に対して「自分は場違いである」、「発言や提案はできるだけ旧住民に任せる」というような消極的な意識で臨んでいたということが分かった。川普請に参加しなかった理由としては「時間がないから」「自治会役員をしていないから」という回答が多く得られた。

このような参加理由を踏まえたうえで、実際に川普請に参加してみた感想を問うと、川普請の参加者であるインタビュー対象者全員が参加して良かったと答えている。特に、新住民の参加者の回答は、「他地域への見学をきっかけに川という視点でまちを見るようになった」という回答が目立った。「また、丹堂川を創っているという感覚が新鮮だった」というようなものも見られた。一方、旧住民の参加者の回答には、「NPO や専門家の協力が良かった」

表 4 現地ヒアリング調査結果の抜粋

1。		梅田の特徴・特性は何だと思えるか	丹堂川を意識して生活しているか	丹堂川は住民にとって必要だと思うか
水辺環境に関する質問	旧住民 A	・かつては栄えていた商店 ・田んぼ ・建物古い ・交通の便が悪い ・マンションが多い ・自然が少ない	・川と直接関わりがないので意識はしていない ・覗くことはある ・流れてくるゴミが気になる	・川は自然を感じる場所 ・浸水など水を学べる場所 →必要である
	新住民 B	・商店街 ・自治会に商業関係者がいる	・昔は汚かった ・覗いたりする ・浸水したときは驚いた ・ゴミは捨てない(清掃活動の効果)	・きれいであればまちのシンボルになる ・川のあるまちには好感が持てる ・まちの目玉として商業にも役立つ →必要である
2。自治会に関する質問		自治会役員の経験はあるか	自治会役員は負担にならなかったのか	川と触れ合う行事は必要であると思うか
	旧住民 C	・ある(会計、組長、神社委員など)	・なんとなくなくなった・知り合いが増えた ・自治会役員はボランティアなので、負担は仕方ない	・魚つかみなど良い行事だと思う ・川普請WSで土台ができたので、他も工事したい ・自治会にかかる負担(予算など)が問題である
	新住民 D	・ある(広報)	・嫌じゃなかった ・やりがいがある ・地域の中での自分の居場所を見つけた	・地域づくりにつながるような行事は増やすべき ・時間と労力という問題点がある
3。川普請に関する質問		川普請に参加した理由は何か	川普請に参加して良かったか	川普請後に意識変化・行動変化はあったか
	旧住民 E	・せせらぎ会の会員だから ・川普請に対する期待感があった(自治会が動き出したという思い)	・他地域に見学に行けたのが良かった ・WSは負担だったが、NPOや研究会の協力が良かった ・理想が具現化できた →参加して良かった	・丹堂川の様子が気になるようになった ・時々、丹堂川を覗きにくる
	新住民 F	・自治会役員だったから	・他地域について知ることができた ・国交省の事業に参加しているという誇り ・良い勉強になった →参加して良かった	・丹堂川で子供たちが遊んでいる気になる ・他地域を知って、梅田町の川に興味や関心が湧いた ・他地域を見る目も変わった

「自治会だけでは実現できなかった」という回答が多かった。

しかし、中には「あまり変わらなかった」という意見が数件みられた。このような回答したのは、主に間接的に自治会と関わっている参加者であった。これには、自治会のなかにおける住民同士の関係性が要因として挙げることができる。自治会役員として直接的に自治会に関わっている参加者は、ワークショップなどにおいて新旧住民を問わず発言しやすい状況にある。しかし、家族が役員であって参加者自身は間接的にしか自治会と関わっていないような参加者にとっては、川普請は一時的なものである。そのため、このような参加者に与える川普請の影響は少なかつたのではないかと考える。

丹堂川に関する要望について、川普請の参加者に関しては、「理想像がはっきりしたので、具現化して行ってほしい」という回答がみられた。また、小学生の親世代では、安全性を求める回答が多かった。

3. 調査結果のまとめ

日常生活の中において、梅田町の住民にとって丹堂川が存在というのはあまり意識するものではない実状がある。特に、新住民については、丹堂川と直接関わる機会や丹堂川が話題に上ることがほとんどなく、また、丹堂川自体に対して「用水路」「あって当たり前なもの」など丹堂川の存在感が住民の中になくということの影響で、丹堂川への関心が非常に低い状態にあると言える。これは、川普請の参加者のなかで新住民が少数であったことから明らかである。しかし、新住民は普段は丹堂川に対しての意識が低い分、川普請という新たな試みは新住民にとって新鮮なものであり、梅田町における水辺再生に対する認識が大きく変化するきっかけとなった。つまり、川普請の与える影響としては、新住民へのもののほうが大きいということが言える。そして、この認識の変化は、「他地域への見学をきっかけに川という視点でまちを見るようになった」など、川普請後の参加者の行動に変化として現れている。

また、現地ヒアリング調査の結果、無意識のうちに丹堂川を見る・覗くといった行為をしている住民が多く存在した。そのため、多くの住民は丹堂川の水量の変化やゴミなどに気づいているのである。また、丹堂川に「自然」や「癒し」を求めている、雨水用としての河川であるといった声が多かったことから、梅田町の住民が梅田町にとって丹堂川は必要であると考えていることが明らかになった。このような状況のもと実施された川普請は、丹堂川への思いや要望などを具現化する場として、大きな役割を果たしたと言える。

そして、現地ヒアリング調査をおこなった 29 名全員が、自治会役員の経験を一回は持っていた。これには、新旧問わず、半強制的に自治会役員に選出されるという梅田自治会のシステムが背景にある。また、自治会役員は、必然的に行事にも参加しなければならぬ。このため、梅田自治会から川普請への参加者のうち、回覧板などを見て参加した住民は皆無であり、ほぼ全員が自治会役員であった。このようなシステムのもと川普請に参加している役員にとっては、川普請という新しい活動は初期段階においては負担でしかない。しかし、半年間に渡ってワークショップやフィールドワークを重ね、丹堂川を創り上げるという活動に携わったという経験は、川普請が終盤に入るところには「住民の交流の輪が広がった、丹堂川は梅田町の地域資源である」という考えが生まれ、参加者にとって財産へと変わっていたのである。このようなプロセスは、梅田自治会の役員を経験させられた住民が、自治会役員を通して実際に体験している。つまり、自治会役員という経験が、「順番だから、義務だから、仕方ない」という認識のものと「負担」から「新旧住民と交流できた、自分は梅田町の住民である」という認識のものと「財産」へと変わるプロセスと同じものである。

しかし、これらの効果をもたらす川普請を、特にワークショップなどを住民の手のみで行うには、問題点がいくつか存在する。まず、梅田自治会の人員数が限られているという点がある。次に、ワークショップの実施の際に梅田自治会にかかってくる費用という負担である。さらに、ワークショップへの参加者が集まらないという点である。そして、ワークショップのような専門的な手法を要するものは、住民にとって実施し得ないという点である。実際に、現地ヒアリング調査の結果から、現在の梅田町にとって、丹堂川に関わる行事を行うのは不可能であるという意見が多数みられた。このような問題点を克服し、今回の川普請が実施できた要因は、他団体の協力であった。専門家としての環境用水研究会と、スタッフとしてのびわこ豊穰の郷の存在が、川普請の実施に必要不可欠であったと言える。これは、同時に、今回の川普請に関し、地元住民に専門的スキルを持つ住民が不在で、かつ経費負担面からみて、出資のない梅田自治会は受動的にならざるを得なかったとも言える。

Ⅶ 結論

1. 対象地域の属性比較

梅田町と周辺地域（YT 町・MM 町）の比較とその考察により、梅田町における水辺再生の活動低迷の要因が明らかになった。その要因を以下に示す。

短期間で一気に増えるという人口増加状況

世帯数の多いマンションの建設によって、短期間のうちに一気に増加する人口に、自治会が自治会への加入や自治会活動についての説明不足など、新住民に対して十分に対応し切れていない。そのため、新住民は地域への関わりが希薄なままになっている場合が多い。

他町の農業者が行う河川管理

農業用水路として機能していた丹堂川の清掃などの管理は、主に MM 町ほか下流域の農業者が行っていた。現在でも、丹堂川の管理は河川管理団体である土地改良区に属する農業者が行っている。そのため、梅田町の住民には、「梅田町の丹堂川は梅田町の住民が管理する」というような環境水の必要性を考える意識がない状態である。このことが影響し、不活発な水辺再生を招いたと考えられる。

自治会活動の負担が一極集中型

限られた人員による自治会運営のために、自治会活動による負担が一箇所に集中してしまっている。加えて、その負担を分散できるような人員も少数にとどまっている。このような状況であるため、梅田自治会の活動には限界があり、水辺再生という新たな活動を行う余裕がないのが実態である。

人数や種類が少ない各種団体

梅田自治会で唯一の水辺環境に関わる組織である「せせらぎ会」は、会員数は 10 名ほどである。また、その他の各種団体についても、種類は少ない。つまり、水辺再生の中心となるような団体が、梅田町には存在していないと言えるのである。

シンボルとしての要素を持っていない水辺環境

現在の丹堂川は、コンクリート三面張りであり、人の目に留まるような要素を持っていない。そのため、丹堂川は梅田町のシンボルと成り得ず、水辺再生の対象として認識されにくい状態にある。

2. 川普請と住民の意識・行動

川普請への参与観察と現地ヒアリング調査結果の考察により、住民が水辺再生にという活動を開始し、その活動を継続させるための提言を以下に示す。

景観など丹堂川に存在感を持たせる

景観を良くするなど丹堂川に存在感を持たせることによって、住民の意識の中に丹堂川が入り込み、梅田町のシンボルとして認識される。この認識が、水辺再生へのより多くの住民参加を促すと考えられる。

思いを共有できる場をつくる

梅田町の住民が抱く丹堂川に対する疑問や要望を共有することによって、住民の意思を統一することができる。また、住民同士がコミュニケーションを取ることによって、新旧住民の交流にもつながる。

自治会役員選出システムをうまく利用する

回覧板など広報活動には限界があり、特に新住民への効果はあまり期待できない。そこで、順番制や当番制など半強制的に自治会役員に選出されるという梅田自治会のシステムであっても、選出された住民を水辺再生に巻き込んでいくことができる。住民に、実際に水辺再生について考え、実行することを経験させることによって、水辺再生に参加するきっかけを自治会側から与えていくことができると考える。

他団体の協力を得る

専門家や学生など他団体の協力を得ることによって、ワークショップの実施や河川整備工事の規模、さらに人員不足の解消など、水辺再生における梅田自治会の限界を突破することができる。

先進事例の視察とその導入に向けた活動

他地域に出向き先進事例の視察をすることによって、梅田町や丹堂川を客観的に見ることが出来る。また、先進事例の視察は、住民に水辺再生に対する向上心を生み出させる効果もあると言える。さらに、先進事例で見られたことを梅田町に導入しようとする活動が今後の水辺再生へとつながっていく。

以上のような要因を梅田町が満たすことができれば、梅田町丹堂川における水辺再生に住民が関わり、その活動を継続することできるのではないかと考える。そして、これが、混住地域における活発な水辺再生へとつながっていくと言える。

以上が「混住地域における住民活動と水辺再生の可能性—滋賀県守山市梅田町を事例として—」(池側, 2008)の要約である。この研究を通して、私は「日常」の中の河川の重要性を痛感した。そこで、修士論文では、河川環境における「日常」と「非日常」というテーマで研究をおこなうに至ったのである。

次章より、修士論文の本文に入っていく。

第一章 問題関心と先行研究

1. 1 河川行政の近代化

第一次産業が生業の中でも最も大きい割合を占めていた 1950 年代まで、河川は人々の生活に組み込まれ、非常に重要な役割を担っていた。たとえば、田畑に水を引くための水源として、食材や食器を洗ったり、洗濯をする台所として、泳いだり釣りをしたり生き物を捕まえたりする遊び場としてなど、当たり前存在として人々の中心に位置づけられていた。(鳥越, 2006)

1960 年代になると、排水による水質汚濁や甚大な水害など人々にとって都合の悪い事態が生じ始めた。この事態を受け、行政は「治水」を目的に全国規模で河川整備を開始した。それは、河川の直線化や暗渠化、コンクリート三面張など、人間中心的な視点によるものであった。その結果、人々にとって都合の良い河川が形成された。しかし、その生活に河川が組み込まれることはなくなった。この「治水」に重点を置いた河川行政について、田中(1993)は河川の持つ「中心性の喪失」と指摘している。河川行政が治水の方法として「流路の固定」の方針を打ち出し、積極的に河川をコントロールするようになった。その結果、河川は天井川化するなど舟運に適さないものとなっていった。さらに、モータリゼーションも大きく影響し、ますます河川は利用されなくなったのである。また、河川の直線化やコンクリート護岸などの近代的治水方法の効果により、水害の頻度は減少した。こうして日本の河川が人々に対してもっていた実生活上のあるいは意識上での中心性は徐々に失われていったのであった(田中, 1993)。

その後、1980 年代以降、産業が発達したことにより全国で都市化が進み、人々は都市的な生活を開始した。戦後の河川行政は、それまでの「治水」に加えて、膨張を続ける都市の水需要に対応するために「利水」に重点をおいたことが特徴としてあげられる。1957 年の水道法制定を機に「国民皆水道」の方針が示され、また、1964 年の河川法の改正によって「水系一貫管理」が政策として打ち出されると、治水と利水の機能をあわせもつ「多目的ダム」の建設が進み、それまで慣行として地元で保持されてきた水利権も次第に中央管理化が進んでいくことになった。このことで、蛇口をひねれば水が出るという利便性を獲得したが、河川はますます人々の「日常」から切り離されていった。このような状況の変化により、「近い水」が「遠い水」へとなっていったと嘉田は指摘する。(嘉田 2003)

そして、1990 年代、1997 年の河川法改正において「河川環境の復元」という新たな目的が加わり、それまでの河川政策に大きな変革をもたらした。河川法改正から 14 年が経過した現在では、近自然工法(多自然工法)などの採用によって川のせせらぎが復活したり、あるいは、人びとのネットワークが広がりを見せ始めている(鳥越, 2006: 13-14)。

以上より、河川の水質汚濁などを招くのは、「地元の人たちが川を日常的に見つめ、自分たちでコントロールするということが極端に減少した」(鳥越, 2006: 16-17)ことが原因であるということがいえる。つまり、河川環境の維持には「日常」としての人々のかかわり

が重要だということである。よって、近年多く議論されている河川におけるイベントなどの「非日常」だけでなく、「日常」への検討が必要であると考えられる。

1. 2 「日常」と「非日常」の議論

1. 2. 1 「日常」とは何か：ハレ・ケ・ケガレの議論から

ハレとケという概念は、民俗学における基本的概念のひとつとして考えられている。その定義については、現在までにさまざまな議論がなされている（桜井 1984、他）。そのなかでの通説としては、ハレ（晴れ）は儀礼や祭、年中行事などの「非日常」、ケ（曇）はふだんの生活である「日常」を表している。また、ハレとケという二元論を超える媒介項として議論にあがったのがケガレという概念である。ケガレとは、「気（ケ）枯れ」という漢字を充てる。ケとは、日常的に生産民が絶えずものを生産してゆくために、充足したエネルギーを燃焼させる、そういう精力源、活動源がケである。エネルギーが充実した状態が消耗によって衰退したり減少したりすると、ついにはエネルギーがマイナスになるとケが枯れる現象が起こる。つまり、それがケガレという状況を示す。

このようなハレ・ケ・ケガレの概念を用いて、一種の循環構造をとることが可能であると唱えたのが桜井（1974）である。桜井は、日常性のダイナミズムにおいて、ケがケガレていくという状況に対し、ハレとして儀式や祭りなどを行うことによって生の充足を実感する。つまり生命の活性化をもたらす契機になるというのである。そして、この緩急の配置は多様であって、さまざまなリズムというものが生活のなかにうまく配合されて、人間の生活体系が組み立てられている。この循環構造を生み出すリズムを桜井は「生活律」としてのハレ・ケ・ケガレと言っている。しかし、この循環構造説は、あくまで農耕文化、なかでも稲作農耕に即したリズムを想定したものである。

近代化した社会において、ハレのケ化とかハレの日常化といったようなことが現在の都市の生活のなかにはあり、生活全体を律するところのハレとケという日本人が背伝統的に持ってきた生活哲学、生活設計論が崩れてしまっている。（波平，1984）つまり、ハレとケの区別がつきにくくなっている。このことは、日常的な生活のリズムがつかれなくなって、だんだん生活力が落ちるということを示している。このような現代において、桜井の唱える農耕文化のリズムは通用しないため、自主的にその「生活律」を創出していくことが求められるのである。

1. 3 河川環境を取り巻く「日常」と「非日常」の役割と意味

では、河川環境の維持を支える「日常」としてのかかわりとは、何を指すのであろうか。「日常」という概念を扱う場合、比較対象として「非日常」という概念を常に考えなければならない。なぜなら、「日常」と「非日常」にはダイナミズムがあり、相互定義的に、あるいは相補的に成立する概念で、どちらか一方だけではあり得ないものだからである（村上，1984：17-18 他）。ここで言う「日常」と「非日常」は、個人的感覚によるところが大

きく、それぞれで差異が存在するものである。そして、この河川環境を取り巻く「日常」と「非日常」のダイナミズムを担っているのが市民活動であると考えられる。上述のように、全国で市民活動が活発におこなわれていることは、河川環境を取り巻く「日常」と「非日常」が変化しつつあるという重要な局面を迎えていると言える。しかし、そのような状況にも問題が生じている。メンバーの高齢化や偏り、利害関係や意見の相違による分裂で、活動の拡大発展はもとより、その継続すらも危ぶまれる事態となっているのである。

以上より、河川環境の維持を支えるのは、住民の「日常」と「非日常」であると言える。そして、その実践としての市民活動が諸々の問題に直面している今、河川環境を取り巻く住民の「日常」と「非日常」のダイナミズムを検証することは、今後の活動の継続や拡大に意義のあることであり、結果的に河川環境の維持につながると考えられる。

1. 3 本研究の目的

本研究では、河川環境を取り巻く、住民という個人的感覚による「日常」と「非日常」に焦点を当て、それがいかに変動するのかというプロセスを分析することを目的とする。さらに、市民活動のなかでのその意味を分析し、河川環境の維持を支える仕組みを検証する。

1. 4 本研究の研究対象

本研究の対象地域は、東京都東久留米市である。東久留米市は、河川を含めた豊かな水環境があり、それを取り巻く市民活動が盛んに行われている。また、その中心となる複数の活動団体は、活動開始から約 20 年の時間が経過しており、「日常」と「非日常」のプロセスを詳細に分析できると考える。

1. 5 本研究の調査方法

まず、東久留米市の河川環境の変遷を把握するために、文献調査や聞き取り調査を行う。また、市民活動の実態を把握するために、東久留米市で行われている市民活動への参与観察やメンバーへの聞き取り調査を行う。

以上より得られたデータを分析し、河川環境を取り巻く住民の「日常」と「非日常」を検討する。

第二章 日本の河川管理状況

2. 1 日本の河川管理状況

2. 1. 1 1950、1960、1970年代における河川環境行政：水質問題と河川敷問題

建設省は一体いつごろから「自然環境の保全」をその河川政策の中に取り込み始めたといえるのであろうか。もしも、河川環境にとって不可欠である「水質」の保全への取り組みを、すでにそれが自然環境の保全であったと考えるならば、建設省は、1950年代末（昭和30年代初頭）という早い時期から、自然化環境保全に取り組んでいたことになる。

1958年（昭和33年）、都市化・産業化によって引き起こされた河川の急激な水質悪化を防止するために「水質保全法」が制定された。同法に基づく水質調査は「流水の調査については、都道府県。工場排水の調査については、通産省に委託して調査」がなされ、「調査地点、調査回数、その他調査実施の基本計画は、経済企画庁が行う」（土木学会日本土木史編集委員会、1973：981）というものであった。つまり、河川の「総合」的管理者を任じる建設省が、河川の水質調査に加えられていなかったのである。

しかし、建設省は、経済企画庁の計画よりも一年早く「利根川等4水系の河川水質調査」（河川環境管理財団、1983：35）を独自に1958年に開始していた。経済企画庁の水質調査に対抗するかのよう開始された建設省の調査は、その後、「順次一級河川の調査地点」を拡大していった。そして、1970年（昭和45年）の「水質汚濁防止法」制定の段階（水質保全法は同法に吸収された）では、その調査実績を評価されるという形で、建設省はそれ以後の水質調査の計画・実施において重要な働きをすることになるのである（河川環境管理財団、1983：35-36、田中、1994：161-163）。

このように建設省は、その動機が河川の「総合」的管理者として建設省のテリトリーを守ろうとするものであるにしる、早い段階から河川の水質保全問題に関与していたわけである。これをもって建設省はかなり早期から「自然環境の保全」に取り組んでいた（河川環境管理財団、1983）ということができるかもしれない。

一方で、田中（1994）によれば、もし自然環境の保全を「自然生態系の保全」であると限定的に解釈するならば、そして、建設省のいうところの「多自然型川づくり」が建設省の河川行政全体の中で今後どのような位置を占めることになっていくのかが未確定であるとするならば、国交省は河川の「自然環境の保全」を未だにその政策の中に取り込んでいないということもできる（田中、1994：61）。

建設省が水質保全にかなり早期から取り組んでいたとしても、それは1960年代の段階ではやはり「公害対策」としての受動的な水質保全であったと考えるのが妥当である。1960年代の建設省の水質保全行政は、受動的な「公害対策」としての側面が強かったわけであるが、それは、一方では当然のこととして「資源保全」としての側面を持っていたともいえよう。

河川の水質悪化は、資源としての「水」の価値を下げることとなる。上水（水道水）、工業用水、農業用水として利用される河川水が汚染されれば、水生産の高コスト化を招くことになる。つまり、純度が高く安全な水を大量に供給することが困難になるわけである。

河川の水質悪化という公害問題の深刻化に対して、「水質」の維持と「水量」の確保を図ること、これが1960年代の建設省の政策的な重要課題であった。このような意味において、「水質保全」という、現代的な感覚からすれば「環境保全」と再解釈できる政策も、「資源保全」政策であったわけである。

1960年代に建設省が取り組んだもう一つの重要な河川環境行政に、「河川敷地」の問題がある。過密化した都市に不足するオープンスペースを「河川敷地」において確保しようとしたのである（田中，1994）。

1964年（昭和39年）に改正・制定された新河川法を軸に、建設省は、特に都市河川における営利企業による河川敷占有を排除し、それらを過密化の進んだ都市内部では得られにくくなった公園、広場、運動場として市民に「開放」する政策を推し進めたのである。これも、河川敷を「空間」という「資源」の確保を目指した政策であったと考えることができよう。

このように1960年代の建設省の河川環境行政は、水と空間という2つの「資源」を基軸として展開された。そして、それは、1969年（昭和44年）に、「水質」に関わる河川浄化事業河川敷「空間」等の整備を行う河道整備事業とを含む「都市河川環境整備事業」として事業化されることになるわけである（河川環境管理財団，1983：35）。ここに初めて「環境」ということばを冠した河川事業が成立するのである。

そして、さらに都市河川にその対象を限定していた「都市河川環境整備事業」は1974年（昭和49年）に、「河川環境整備事業」としてその範囲を河川一般に拡大して実施されていくことになるのである。

2. 1. 2 1980年代初頭における「総合治水対策」と新しい河川観

河川審議会答申『河川環境のあり方について』（1981）が出される4年前の1977年（昭和52年）に「総合治水対策」の推進を求めた河川審議会答申が出されている。また、この答申にもとづく建設事務次官通達が少し遅れて1980年（昭和55年）に出されている。

治水行政と河川環境行政、これら二つは、たとえば、河川審議会答申『河川環境のあり方について』（1981）においては、相互に別個のものとして区別されている（河川環境管理財団，1983：3）。しかし、建設省がこの総合治水対策の作成の過程において示した河川についての認識の変化あるいは治水方式についての考え方の変化は、少なからぬ影響を河川環境行政にも及ぼしてもおかしくない内容であった。

総合治水対策は「昭和40年代の後半」に「顕著な現象として全国の都市域のあちこちで見られる」ようになった「急激な都市化の進展による水害の増加」に対する対策として打ち出されたものである（松田，1984：14）。「多大な改修費を投じながら河川改修が長期間」

を要し、「水害の増加に改修が追い付かないという状況」を前にして、「治水対策は河川改修のみで対応するだけではなく流域における適正な土地利用、雨水流出を制御した開発など、ソフトな施策をも同時並行的に講じる〈総合治水対策〉の必要性があるとの考え」が当時広がっていた（松田，1984：14）という。

そして、この考えを受けて、1977年（昭和52年）に、河川審議会から「総合治水対策の推進を制度の確立」を求める答申が出されることになったのである。答申の内容は、以下のような項目に整理される（松田，1984：14）。

- (1) 河川流域の持つべき保水・遊水機能を設定し、その機能を確保するための諸施策を策定すること。
- (2) 洪水氾濫予想区域および土石流危険区域を設定し公示すること。
- (3) 治水施設の整備については、長期的な工事实施基本計画のみならず、必要に応じ当面目標とする緊急整備目標を設定すること。
- (4) 治水施設の現況ならびに緊急整備目標に対応して水害に安全な土地利用方式および建築方式の設定を図ること。
- (5) 洪水時の諸情報の住民への伝達体制の強化、土石流危険区域における警戒避難体制の整備、水防体制の強化を図ること。

そして、この答申を受けて、1980年（昭和55年）に、先の「総合治水対策」の推進を掲げた建設事務次官通達が出されるのである。

1984年（昭和59年）、すなわち、建設事務次官通達が出されてさほど年月が経っていない時点において、その当時建設省河川局長という重要な地位にあった井上章平は、『土木学会誌』の巻頭の論説において、次のように述べている。

「この30年の間に急速に進められた国土の開発、とりわけ人口の都市集中に伴う都市域の拡大によって、それまで保たれていた治水秩序が大きく破綻した。それはたとえば支川改修によって本川の洪水流出の増大を招くといった自家中毒型も含め、治水秩序の再編成の必要に迫られていることが指摘されている」（井上，1984：1）。

従来の治水方式が「自家中毒型の現象」を産み出したという井上の発言は、彼の社会的立場を考えれば、かなり大胆なものであるが、それほどまでに、この「総合治水対策」の政策的さらに言えば思想的インパクトは大きかったと言えるのでないだろうか。

後に河川審議会管理部会河川環境小委員会の委員長を務めることになる高橋裕は、井上のいう「自家中毒型の現象」を「近代的洪水処理システム」が陥りがちとなる「河道万能システム」によるものだと考えている。そして、この河道万能システムによって、「本来流域一貫して対応すべき治水が、河道と流域を分断し河道も施設ごとに分断される傾向が強くなる」（高橋，1984：4）と指摘している。

また、高橋は、「時間と財源さえ許せば、河道への近代河川技術によって洪水を完全にコントロールできるかのごとき幻想」が「近年の都市水害の頻発の事実」によって打ち破られ、「機械論的河川観」が否定されたとも指摘している（高橋，1984：5）。「元来複合的、

有機的、かつ歴史的」で「個性的」な各河川の「複雑なシステム」に対しては、「極端な要素化一辺倒」ではなく「総合化」が、「専門分化的視点」のみではなく「統一化」が、「治水利水親水を総括的に捉える視座」が、さらには「流域を文化の場と見る姿勢」が必要である（高橋，1984：5）というのである。

吉永は、このような河川観の変化を「水系一貫管理方式」から「流域管理方式」への変化として捉え、「河川環境」も、「河川周辺の環境と一体として保全、利用を図る必要がある」と指摘している（吉永，1984：11）。治水や利水ばかりではなく河川環境も含めて、「流域の中の線である河川区域の中の河川だけを管理する河川法の河川の管理方式では十分ではない」（吉永，1984：11）というのである。つまり、河川審議会答申『河川環境のあり方について』において展開されている「河道」の中の「水（水質と水量）」と「空間（河川敷）」のみを要素主義的に河川環境政策の対象とする発想が事実上否定されているわけである。

このように、1980年（昭和55年）、すなわち河川審議会答申『河川環境のあり方について』（1981年）よりも一年前の年に、この答申をラディカルに批判するような政策的・思想的展開が、「治水」サイドから「総合治水対策」に関する通達として皮肉にも出されていたわけである。

2. 1. 3 1980年代末の河川環境行政：総合治水対策からの逆行

1988年（昭和63年）、河川審議会は「総合的な治水対策の実施方策について提言」を行っている。そこでは、「人口、資産、中枢管理機能等の集中に対応した整備が必要とされているため」、「従来緊急暫定的な整備目標のもとに実施されてきた水害対策にかかわる施設を抜本的に拡充・強化する」ことの重要性が強調され、「機械論的河川観」のいわば極致とも言える「大規模な放水路」、「地下河川」、「地下貯水池」等の建設の構想が打ち出されるのである。

ここで否定的に言及される「従来緊急暫定的な整備目標のもとに実施されてきた水害対策」つまり1980年代初頭に打ち出された「総合治水対策」は、先に述べたように、流域治水を目指し、治水「施設」を強調するものではなかった。ところが、この1988年（昭和63年）の河川審議会の提言は、「施設」的なもの、すなわち近代技術主義的な構造物（施設）を「抜本的に拡充・強化する」方針を打ち出しているのである。

まず、「大規模放水路」についての解説を見てみよう。それは、1980年代初頭に見られた総合治水対策の政策的・思想的展開とは全く正反対の方向性の下に構想されている。つまり、「都市域への人口、資産等の集中」が進むなかで、「我が国においては、安全性の高い良好な開発適地は少なくなっており、低平地、氾濫地や山地、丘陵地域等治水上劣悪な地域に開発の目が向けられており、これらの地域の治水安全度の向上は緊急の課題である」。このため、「首都圏外郭放水路の整備」等を行うことによって、「住宅開発適地を拡大する」とともに、「高規格堤防（スーパー堤防）の整備を土地区画整備事業等の市街地開発事業と一体的に実施することにより良好な宅地開発の供給に資する」というのである（建設省，

1992 : 331-332)。

これは、「都市域への人口、資産等の集中」という条件を所与とし、なおかつ「治水上劣悪な地域」を機械論的な近代洪水処理システムによって「住宅開発適地」に変換するというのであるから、「河道」という線に縛られないで、「流域全体」を視野に収めた治水を考えるという総合治水対策の発想とは正反対の方向を目指したものと言わざるを得ない。「都市域への人口、資産等の集中」は、これを所与とするのではなく、分散化へ向けてのプログラムを組み、「治水上劣悪な地域」は、擬人的な言い方をすれば、河川の「領地」として認め、開発を手控えるというのが総合治水対策の発想のはずである。

次に、「地下河川」、そして「地下調節池」について、たとえば東京の地下河川に関しては以下のような説明がなされている。「東京環状七号線と八号線の地下に見えない地下の河川が誕生する。石神井川、神田川、目黒川等の流域に降った雨水を東京湾に排出し、慢性的な浸水被害から首都圏の中心部を守る」（建設省，1992 : 328）というものである。そして、この地下河川の一部をなす「神田川・環状七号線地下調節池」は、「環状七号線の地下40mの深さに内径12.5m、外径13.5m、延長2kmのトンネルを泥水加圧式シールド工法により施工し、貯留量24万m³の地下調節池」として築造され（坂他，1992 : 14）たという。

「時間と財源さえ許せば、河道への近代河川技術によって洪水を完全にコントロールできるかのごとき<幻想>」、つまり総合治水対策後の思想的展開によって徹底的に否定されたはずの「幻想」がここに蘇り、河道を地下河川に、近代河川技術を近代的トンネル掘削技術に置き換えることでさらにこの幻想が徹底して追求されたということが言えよう。

このように、1970年代末から1980年代初頭にかけて構想された「総合治水対策」はその理想とするところへ向かうのではなく、「元来複合的、有機的、かつ歴史的」で「個性的」な各河川の「複雑なシステム」を「極端な要素化一辺倒」ではなく「総合化」によって理解し治水を進めるという方向に向かうのではなく、1980年代末には巨大な地下河川や地下調節池の築造といった「要素の機能特化と肥大化」に帰結し、結局のところ「より極端な要素化一辺倒」を近代技術主義的に推し進めることとなったのである（田中，1994 : 67）。

2. 1. 4 1990年代の河川環境行政：「多自然型川づくり」

近年の河川思想の変遷について、その概要を述べる。河川計画の分野において1990年代後半は河川行政が自然環境重視に大きく転換した画期的な10年であった（表1）。とくに河川法を改正し環境を目的化した1997年は、環境アセスメント法が制定され、「生態系の多様性」や「人と自然とのふれあい」の重視が前面に打ち出されるなど大きな転換点であり、自然重視の河川思想は現在の自然再生の川づくりへとさらに進化したものとなっている。

法改正は河川管理の中に「河川環境の整備と保全」を明確に位置付けたことにより、水質・生態系の保全、水と緑の景観、アメニティの形成などを通して河川のもつ自然の価値や多様性を尊重した施策に真正面から取り組むことになり、河川整備計画に関係して開催される流域委員会などでは、河川管理者やコンサルタント等はプランナーとしての資質や

見識が問われている。さらに、市民側においても、単なる自然保護という立場にのみ固執することなく、ライフスタイルの見直しや倫理観の確立を含めて、治水と環境の両立について大局的な河川観に立脚する姿勢が求められている（足立，2006：502）。

表 1 河川行政と環境保全の流れ（足立，2006）

1981年	河川審議会「河川環境のあり方」答申 (水量、水質管理および河川空間管理の方針)
1983年	河川環境管理基本計画スタート ふるさとの川モデル事業 マイタウン、マイリバー事業 桜つづみモデル事業 流水保全水路整備事業
1990年	ラブリバー制度 河川水辺の国勢調査スタート 多自然型川づくりの試行
1991年	魚ののぼりやすい川づくり推進モデル事業
1992年	<アジェンダ 21>
1993年	<環境基本法制定>
1994年	<環境基本計画>
1995年	河川審議会「今後の河川環境のあり方について」答申 (生物の生息環境の確保、河川と地域との関係の再構築)
1996年	河川審議会「21世紀社会を展望した今後の河川環境のあり方について」答申 (流域の視点、地域連携、河川の多様性の重視を盛り込む)
1997年	河川法改正 (「河川環境の整備と保全」を明確化) <環境影響評価法制定>
2002年	自然再生推進法制定

20世紀後半に入って治水整備が一定水準に達したものの、河川形態が単純化して自然環境が劣化した河川が少なくない。蛇行河川の直線化、河岸のコンクリート化により、河川に生息する動植物が質量ともに劣化し、そのような河川から人々の関心が薄らいだ。そのような時代背景のなか、登場したのが「多自然型川づくり」である。この「近自然河川改修法」が話題となった理由は主に二つある。一つには、従来のむき出しのコンクリートによる護岸（典型的には河床もコンクリートで固める「三面コンクリート張り」）を否定し、自然石や柳の木などを利用し自然との調和を目指した「環境の時代」にふさわしい治水（河川改修）方式であること、また二つには、従来「環境破壊省」とまで揶揄されてきた建設

省がこのような河川改修工法を率先して導入しようとしていることにある。(田中, 1994 : 60)

1990年(平成2年)11月、建設省は、「治水課長等名で『多自然型川づくりの実施要項』という通達を全国の地方建設局と都道府県に出した」(関, 1994 : 20)。当時、建設省河川局治水課建設専門官であり、この「通達」発信の言わば張本人であった関正和によれば、それは、「いきなり、どんどん多自然型川づくりをパイロット的に進めましょう」、「河川改修にあたってはとにかく、それぞれの河川技術者の才覚で、多自然型川づくりの理念にあった自然豊かで、美しい風景を生み出す川づくりを進めなさい」(関, 1994 : 20-21)という内容のものであったという。

この通達は、「いっさい、技術的な指針やマニュアルも示さない」、「乱暴といえば、ずいぶん乱暴な通達」(関, 1994 : 20-21)であったが、この通達の結果、1991年度には、「一挙に約六百カ所の多自然型川づくりが全国で展開され」、翌年度には、「約千六百カ所と、大々的なパイロット工事が実施された」(関, 1994 : 22)という。

このような新たな川づくりも現場においては、さまざまな課題が山積していると足立(2006)は指摘する。以下が、その主要な課題を拾い出したものである(足立, 2006 : 504)。

① 現場独自の工夫、学際的な見識が必要

自然の復元には地域や河川ごと現場ごとに、その特性に合う独自の工法、工夫が必要である。現場技術者の裁量に委ねられることが多く、地域の風土、河川の特徴、町の歴史など現場に密着した手法の開発や、景観、生態系、河川など幅広い見識が土木技術者に求められる。

② 工事終了後の維持管理に手間をかける

自然を相手にした河川改修に完成はない。たとえば、コンクリート護岸のかわりに植栽したした場合、植物が根付かないうちに洪水で土が流されることもある。また、草が生育すれば、草刈りの問題でキメの細かい判断が求められ、工事終了後も現場技術者が維持管理に手間をかけることになる。

③ 住民の理解、協力が不可欠

植物は昆虫や魚にとって良い環境であるが、放置した植物は逆に住民から苦情が出やすい。コンクリートで固めた護岸をみなれた人々には時として「管理の不行き届き」に見え、「虫がわく」「ほったらかし」の苦情を招く原因となる。工事終了後の維持管理について住民の理解、協力を得て、場合によっては住民のアイデアを募集して計画をたて、可能なところの維持管理を住民に委ねることも必要である。

④ 工種が多く、熟練技術者の出番

これまで河川工事には正確な図面があり、それに沿って施工すればよかったが、多自然型工法は図面に表現しきれないものが多く、現場で臨機に対応しなければならない石組みは職人仕事である。石をならべるには、その顔を表に出し、しかも転がり出さない工夫がいる。また木工沈床の場合、木材の精緻な組み立てには熟練技術者が求め

られる。

以上の課題点を念頭に置き、次章で事例の検討に入る。

第三章 調査対象地：東久留米市について

3. 1 東久留米市の概要

東久留米市は、面積 12.92km^2 、人口 114,830 人（2010 年 2 月 1 日現在）あり、東京都心より約 24km の北西部に北多摩の東北部、武蔵野台地のほぼ中央に位置している。大きさは、東西 6.5km、南北 3.5km である。北東は埼玉県新座市、西は東村山市、南は西東京市と小平市の 2 市、北は野火止用水を隔てて清瀬市に囲まれている。

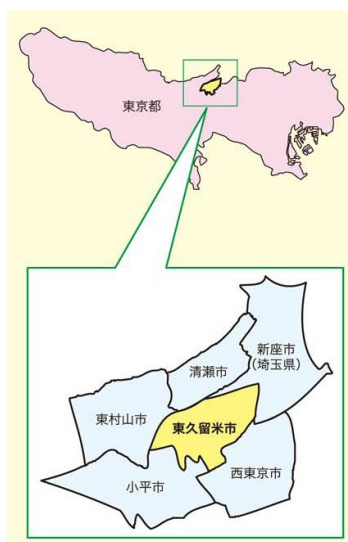


図 1 東久留米市の位置と近隣地域



図 2 東久留米市の地図

3. 2 東久留米市の歴史

東京都の北西部に位置する東久留米は、氷河時代に古多摩川¹の流れによつての流によつてつくられた武蔵野台地の扇状地のほぼ中央に位置している。このことは、江戸時代（1838 年）に下里村の所沢街道筋に立てられた馬頭観音塔²に、「東 いたはし（板橋） 五里」「西 八わうし（八王子） 五里」「南 江戸四つ谷 五里」「北 川ご絵（川越） 五里」のように、東久留米が各地から五里（約 20km）の距離と記されていることからわかる。

1 現在の多摩川とは別。

2 通称「五里五里観音」と呼ばれ、現在は市内の大円寺の山門脇にある。

この一帯は、奈良・平安の古代行政時代に武蔵国多摩郡となるが、当時は河川沿いの台地に小規模の集落が形成されている程度だった。南沢の湧き水に恵まれた旧家に残る古文書には、『伊勢物語』に登場する在原業平がこの地を訪れた際、南沢の松に笠をかけてその根元で休み、傍らの旧家にしばらく逗留して、都から藤原花鳥の姫を迎えて後、野火止へ向かったと記されている。この「笠懸けの松」と伝承される木の切株が現在、市内の多聞寺に残されている。

鎌倉時代から南北朝を経、安土桃山時代にかけて、小田原の北条氏の支配が及ぶようになると、少しずつ村が発展していく。この時期には、多く板碑³が造立されて市内に残されている。そのうち最古の板碑は多聞寺にある鎌倉時代の1279年のものである。最新の板碑は織田信長が亡くなって豊臣秀吉が天下に移った1583年造立のもの⁴で、これが現存するもっとも新しい板碑とされている。

江戸時代、東久留米は天領⁵となり、尾張家の鷹場にもなった。尾張家の本城の名古屋城は別名「楊柳城」とも呼ばれており、今も東久留米市八幡町に残る楊柳沢御殿の名に、この鷹場の名残りが忍ばれる。

江戸から明治になり、1869年には品川縣に、1871年には神奈川県に編入された後、1889年の市町村制施行により、門前村・落合村・神山村・南沢村・小山村・前沢村・下里村・柳窪・柳久保新田の9カ村合併して久留米村となった。「久留米」の地名の由来には諸説あり、柳窪天神社にある石碑「梅林記」（1857年）にある「来る梅」からとする説や、古事に記されている「水が来る（湧く）川・くるめ」（黒目）川が流れる「黒目の里」からとする説などがあるが、正式には記録されていない。

明治26年、多摩は、神奈川県から東京府に編入され、その後1956年には久留米町になった。そして、1970年10月1日に、市制が施行され東久留米市となった。市制が変わるにあたって「久留米町」が「東久留米市」となったのは、福岡県に先に久留米市があったため、行政上の区別という理由で「東」を付けて現在の市名となった。

現在の東久留米市には、住宅が中心となった一帯が広がっている。しかし、昭和30年代頃までは、麦畑や樹林、そして自然に近い河川が流れる風景が広がっていた。

1915年、武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）が開通し、同日に東久留米駅も開業した。その頃はまだ蒸気機関車が走り線路は単線であったが、その後、電化されて西武電車となった。その頃の駅のホームからは、富士山を望む一面に麦畑が広がっていた。また、当時の道路は、古くからの道路としては所沢街道があり、東西には練馬から東村山に通じる都道234号線が市域を横断し、その沿線にはところどころにケヤキ並木が茂っていた。また、南北には府中・志木線の旧道が横断しており、前沢宿はT字路になっていた。

- 3 鎌倉時代から江戸初期にかけて造られた死者供養のための石の卒塔婆。
- 4 南沢交番の北側にあった観音寺跡から出土。
- 5 幕府直轄の支配地。

1966年の町制10周年記念を境に、東久留米も都市化が進み、大きく変貌を遂げることとなった。1925年、自由学園が、南沢に10万坪の敷地を購入し、うち2万坪を学園に、8万坪を学園町とした。1932年には、拓殖大学が1万6000坪に総合運動場を建設する。この跡地には、第三小学校、村立診療所、福祉会館が建てられた。

1934年、府立久留米学園が2万3000坪につくられ、これが現在の都立久留米養護学校となる。1938年には豊島師範学校が線路の東側の小山に2万坪の土地を取得、成美荘および付属の「野の錬成道場」を開設した。また、1937年、現在の第一小学校内に開校した村立久留米青年学校が、1939年には府立の学校となって現在の中央町1丁目の郵便局の場所に新設された。またこの年、落合に森永牛乳の特別牧場が開設され、乳牛50、60頭が放牧された。滝山には1942年、早稲田大学の久留米道場も開設された。

戦後は、ひばりが丘団地、東久留米団地、下里西団地、下里団地、都営住宅などが造られ、ベッドタウンへと変貌していった。昭和34(1959)年に造られたひばりが丘団地は、全国初の公団住宅として話題になった。

東久留米に大きな変化をもたらしたのは、昭和40年以降の河川改修と、近年の駅舎の建設および西口および東口の再開発であった。弁天川は、東久留米駅東口に近い稲荷塚公園の巖島神社の弁天池の湧水から始まり、浄牧院の参道下を流れて、大門中の南側のスポーツセンター横から落合川にそそいでいる。現在は、水源の湧水も枯れ、暗渠になっているが、かつては弁天池からの湧水は豊富で尽きることなく、水田の用水として利用されていた。風情のある支流だった頃を語る古老たちは、童心に帰ったような声でその様子を語ったという。

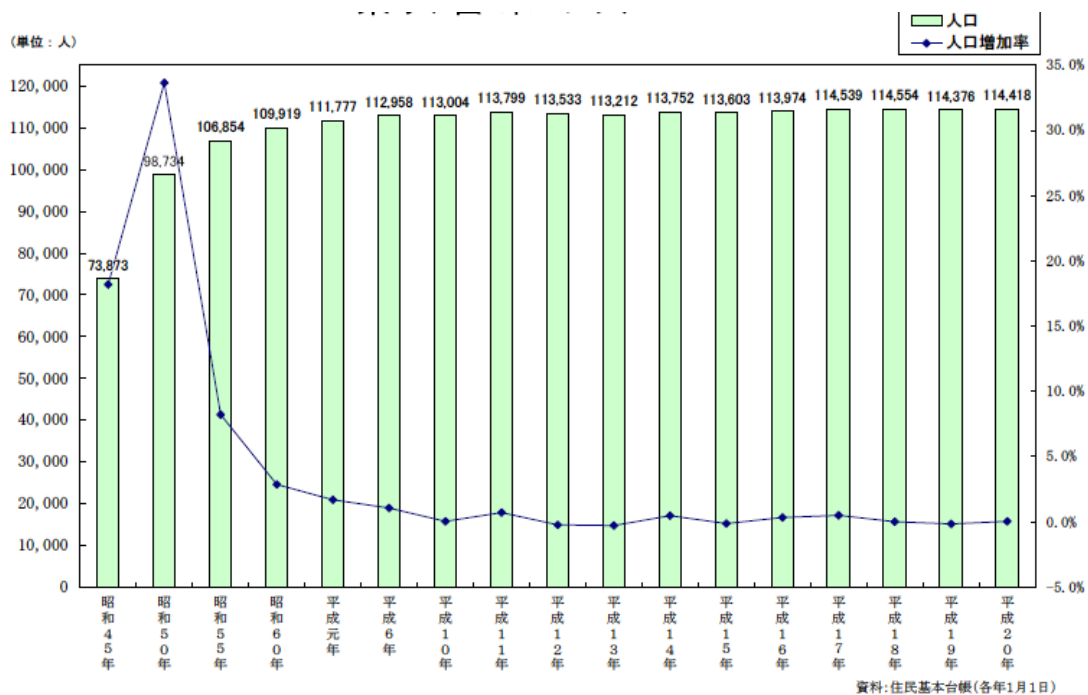


図3 東久留米市の人口推移

3. 3 東久留米市の農業

この地域の農業は、台地上では主に小麦や大根が栽培されてきた。市の中心部の黒目川沿いには稲作地区もあったが、落合川は、湧水が多く水温が低いため稲作には向かず、作付面積は多くなかった。江戸時代からの主な栽培物は小麦で、かつては小麦を粉に挽く水車が多く存在した。しかし、1926年頃、水車は機械製粉機に変わり、1935年頃には廃止となった。現在では、江戸時代から大正時代まで栽培されていた「柳久保小麦」を市の名産として、これを原材料とするかりんとうやパンといったかたちで復活させる取り組みがなされている。

3. 4 東久留米市の水環境

3. 4. 1 東久留米市の河川

東久留米には、黒目川と落合川の2つの一級河川と、立野川という普通河川が流れている。黒目川に注ぎ込む河川には、西から出水川、西妻川、楊柳川の3本が、落合川に注ぎ込む河川には、弁天川があり、さらに下流の新座市で黒目川注ぎ込む中溝川も、東久留米市内から始まっており、合計8本もの河川が市内を流れている（この中には、暗渠化された河川も含まれている）。これらの河川は、合流して黒目川となり、新座市、朝霞市を通過して新河岸川に合流し、隅田川を通過して東京湾までつながっている。このように、東久留米市の河川は、荒川水系の一部である新河岸川水系に含まれているのである。

また、これらの河川の源流（湧水）は、ほぼすべてが市内に存在している。落合川に多

く生えているナガエミクリや、最近になって生息数が増加しつつあるホトケドジョウなど、環境省のレッドリストに掲載されている絶滅危惧種が少なくとも5種類以上棲息しており、希少生物の宝庫であるとも言われている。さらに、東京湾から遡上してきたアユの姿も確認されている。また、東久留米市の落合川と南沢湧水群は、都内で唯一の名水百選に選定されている。

しかし、1970年代半ばまで、これらの河川は生活排水や畜産の排水などで汚染されていた。また、黒目川は、昭和50(1975)以降、治水を目的とした河川整備が進み、蛇行して流れていた自然に近い河川がコンクリート護岸の直線的な河川へと変化させられてきたという歴史を持つ。これらの汚染や河川整備により、それまで生息していた生物がその種や生息数が激減してしまうという結果をもたらすこととなった。

3. 4. 2 河川と人々の暮らしの歴史

東久留米市内では多くの先史時代の遺跡が見つかっている。そのうち90%以上が、旧石器時代(約3~1万年前)や縄文時代(約1万年~2000年前)のもので、弥生時代以降の遺跡はほとんど見つかっていない。これらの遺跡は、黒目川や落合川、立野川の流域にまんべんなく分布していて、ゆるやかな地形と豊富な湧水のあるこの地域は、狩猟・採取中心の当時の人々の生活に適していたことが分かる。

江戸時代中期以降になると、江戸の町人たちの日常食だった大麦・小麦・そばなどが、付近の村々で作られて、江戸へ運ばれていた。こうした穀類は、製粉加工されてから問屋に渡っていたが、その加工を職業としたのが水車稼(人)で、江戸時代末期の1856年、この地域には、江戸府内で粉を直売することを認められた業者が8名おり、粉を挽くための水車小屋が7基あった。市内の豊富な水を利用した水車小屋は、昭和初期には9軒(落合川流域に5軒、楊柳川に3軒、黒目川流域に1軒)が稼働しており、秋には村人総出で川ざらいをしていた⁶。

このように、原始時代から現代まで、湧き水や河川は、東久留米で生活する人々にとって欠かせない存在であった。

3. 4. 3 東久留米の湧水の仕組みと地歴

東久留米市は、武蔵野台地のほぼ中央に位置している。武蔵野台地は、青梅付近を要とする開いた扇のような形をしていて、北は荒川・入間川、南は多摩川に挟まれ、西から東に向かってなだらかに傾斜している。

武蔵野台地の地質は、主に二つの地層によってできている。下の地層は、古多摩川と呼ばれる昔の多摩川が何万年もかけて流れを変えながら砂や砂利などを運んで堆積させ5年以上前にできた「武蔵野礫層」で、その上に富士山の噴火により堆積した火山灰がつくった「関東ローム層」がある。関東ローム層は水が浸透しやすく、その下の礫層に水を供給している。武蔵野台地では、礫層も西が高く東に向かって傾斜していて、西の方は勾配

が急なために流れは速いが、ちょうど標高 50m 付近でゆるやかになる。そのため、湧水と
なって地表に出てくるのである。井の頭池、善福寺池、石神井池などがこの標高 50m の線
上にあり、市内の南沢湧水群もこの高さに位置している。

さらに地下水の貯水地となっている礫層の底面を見ると落合川に向けて大きな谷があり、
地下水が集まりやすいことが分かる。ローム層と礫層の間には、水を通しにくい粘土層の
ある場所がある。それが東久留米では黒目川の川筋に沿った場所で、ここではローム層を
通ってきた地下水が、礫層に浸透することなく短期間で川へ出てくるのである。それに比
べて、落合川の川筋には粘土層がないため、礫層に浸透して貯留される水もあれば、ゆっ
くりと流れて湧水となる水もある。

市内の地形は、東西に流れる黒目川、落合川、立野川の流れで形成されている。これら
の川沿いには、川が武蔵野台地を流れ下りながら刻んだ小さな河岸段丘があり、その標高
は、東村山、小平と接する西部で 65m、埼玉県新座市と接する東部で 40m で、市の地形が
東西に 1/270m 傾斜していることが分かる。こうした河岸段丘の上には、138 ヶ所の旧石器
時代や縄文時代の遺跡が確認されている。

6 東久留米市郷土研究会編『地誌 ふるさと東久留米』より。

北部の台地には、1655 年、松平伊豆守伸綱が家臣・安松金右衛門に開かせた玉川上水の
分流である野火止用水が流れている。この流れの河床から地下に浸透した水は、武蔵野の
湧き水の水源ともなっている。市内中央部の標高 50m 付近は武蔵野台地の「湧き水集中地
帯」で、なかでも南沢湧水群は都内で有数の湧水量を誇っている。このように、東久留米
は、河川で形成された地域なのである。

第四章 東久留米市の河川環境における市民活動

東久留米市の市民活動団体のなかでも、本研究では特に活動が活発な 2 団体を取り上げる。その 2 団体について、以下に記述する。

4. 1 東久留米ほとけどじょうを守る会

「東久留米ほとけどじょうを守る会（以下、ほとけどじょうの会）」は、1989 年中央公民館の市民自主企画「川を考える」の学習の中から生まれた。2 年間の学習で、落合川は都下随一の湧水のある川であること、そこにはホトケドジョウという学術的にも貴重な魚や、ミズニラ、ミクリなど水生植物が生息していて、絶滅寸前であることを知った。それ以降、東久留米市や東京都などの行政に請願を提出したり、河川環境を生かしたイベントを定期的に行ったりしている。

ほとけどじょうの会では、落合川に生息する貴重な動植物の住みよい水辺環境を保全し、自然を生かしたまちづくりを目指して活動している。継続している主な活動としては、市民自主企画講座、清流復元シンポジウムの開催、川あそび、川の清掃（クリーンアップ）、タウンウォッチング、行政への提案活動などがある。

4. 2 東久留米・ホタルを呼び戻す会

「東久留米・ホタルを呼び戻す会（以下、ホタルの会）」である。1986 年に南沢湧水を抛

点に設立し、当時東久留米市に少数生息していたゲンジボタルが生息し続けるような水環境にすべく、調査などの実践活動を中心に展開を続けてきた。

発足のきっかけは、専門家による希少種の発見であった。当時は、東久留米市の予算に余裕があったため、落合川に有償で専門家を招き講義を行ってもらうなどのイベントを開催した。その中で、落合川の希少種であるほとけどじょうの存在を知り、その保全のためにホタルの会が設立された。

設立後、ほとけどじょうの会とともに、定期的な河川水質調査の実施、定期的な河川イベントの開催、フォーラムやシンポジウムの開催を精力的に行っている。

4. 3 継続されてきた活動

上記の2団体が、現在に至る約20年間で行ってきた活動を、時系列を追って下記に述べる。また、その活動に登場するキーパーソンを表2に示す。これらキーパーソンへのヒヤリング調査の結果は、次章に後述する。

表2 活動に登場するキーパーソン

A氏	66歳	ホタルの会 代表
B氏	67歳	ほとけどじょうの会 代表
C氏	64歳	東久留米 川クラブ 代表
D氏	46歳	市民活動の中心メンバー
E氏	81歳	市民活動の中心メンバー
F氏	50歳	市民環境会議 委員

4. 3. 1 いこいの水辺

1997年、「ホタルの会」と「ほとけどじょうの会」が「落合川水辺の会」を設立し、行政との協働で実現したものである。それまでの落合川のコンクリート護岸をはがし、人が河川に親しめる「いこいの水辺」が完成した。このような河川整備は、当時の東京都では初めての例であり、東久留米市の河川環境を大きく変貌させた。「いこいの水辺」が完成して15年が経過した現在、晴れた休日などには、親子連れが遊びに来たり、住民が河川敷で読書や食事をする風景が頻繁に見られる。

4. 3. 2 わくわく川掃除&川あそび

わくわく川掃除&川あそびは、1993年に開催された東久留米湧水・河川フォーラムをき

っかけとして、1994年7月に第1回がおこなわれた。

このイベントの開催目的は、①多くの市民に東久留米市の川のすばらしさを知ってもらい、②自分たちの町の川を自分たちできれいにしようという市民意識を高める、③子どもたちに川であそび自然とふれあうことの楽しさを知らせる、④水や緑に関係のある行政や団体や個人の連帯を強めることである。

具体的なイベントの内容は、以下のとおりである。まず、前日に前夜祭として、模擬店の出店や、たいこ演奏、ミニコンサート、短編映画の上映を落合川沿いの広場でおこなう。そして、イベント当日は、午前中に落合川、黒目川の河川清掃を実施し、昼はたいこ演奏、来賓等の挨拶、豚汁の無料提供などをし、午後からは、川あそび（水ガキ講座、ゴムボート乗り、竹の一本橋渡りなど）をする。2010年に開催された第17回では、午前中の河川清掃で、燃えるゴミ、燃えないゴミ、ビン・カン合わせて約50袋ものゴミが回収された。これらのゴミは、①河川清掃のゴミは河川沿いの5か所に集積した後、東京都北多摩北部建設事務所で処理、②その他のゴミは、適正に分別した上で東久留米市環境部にて処理、③排ガス規制は、参加者の駐車場は設けず、関係者の車両はガソリン車のみが使用されたというように、環境配慮事項に即した内容で処理されている。

わくわく川掃除&川あそびの実施体制について、主催はわくわく川掃除&川あそび実行委員会であり、その内実は、委員長にA氏、事務局にB氏、C氏が就任している。参加団体は、ホテルの会、ほとけどじょうの会、東久留米川クラブをはじめとする市民団体や、商店街の店舗、東久留米市職員組合などがある。また、共催に国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所、後援に東京都環境局、東京都北多摩北部建設事務所、東久留米市、協賛にコカ・コーライーストジャパンプロダクツ（株）、JAL エアーテック、東久留米市商工会などが挙げられる。

では、実際に参加した東久留米市の住民は、わくわく川掃除&川あそびをどのように捉えているだろうか。それは、参加した子どもたちの「毎年楽しみにしてるんだよね」、「今年も川のおじちゃん来てるの？」などといった声からも把握できるように、東久留米市の住民にとってこのイベントは毎年恒例のものとなっているのである。

4. 3. 3 川塾

川塾は、2002年に開始され、毎月第3土曜日に開催されているイベントである。落合川の周辺に住む子供たちを招いて、定期的な水質調査や生物調査などをおこなっている。川塾は、2003年より現在まで続いている。川塾には、夏期の多いときで50人から60人が参加し、毎月欠かさずに参加する子供もいる。この川塾は、最初は子供やその親にとって「非日常」の出来事であり、なかなか人が集まらなかったが、現在では、その親も「どこで誰が何をしているのか」ということを認識しているので、安心して子供を参加させているそうである。

この川塾において実施されている水質調査は「市民モニタリング」⁷として継続されてい

る。2013年10月に実施された「市民モニタリング」で100回目を迎えた。このように、東久留米市には「市民モニタリング」によって得られた経年データが年々蓄積されているのである。

4. 3. 4 総合学習

東久留米市における市民活動を担う人々は、市内の小学校の総合学習の講師として、年に数回授業を受け持っている。授業の内容は、南沢湧水群や落合川などの河川環境の実態や役割について、フィールドワークを通して教えている。35名程度のクラスを2クラスずつまとめて担当し、その2クラスでオムニバス形式により授業をおこなっている。第一回目は

7 小倉(1992)は、「市民モニタリング」を「市民環境科学」と位置付けている。「市民環境科学」とは、①身近な環境を市民みずから測定することで、環境の実態をよく知る②測定によって環境問題を広く考え、解決に向けた活動を行うきっかけになる③地域の環境から地球環境を考え、かけがえのない地球を守る意識をもつといった目的、意味をもっている。また、市民による測定が「環境科学」といえるほどに発展し、確立されるためには、①広い範囲で同じ方法により精度の高い測定をする②長期間、測定を続ける③結果をまとめて発表する④市民の熱意と指導者のリーダーシップ⑤専門家の助言と協力を得る、これらの条件を満たす必要がある(小倉, 1992: 192-193)。

河川、第二回目は雑木林というように、水循環などが理解しやすいように工夫されている。そのような総合学習でのエピソードを二つ紹介する。

まず、E氏のケースである。E氏も、総合学習の講師の一人として授業に参加し、子供たちと何度か交流している。総合学習をした数日後、落合川を掃除していたE氏に遠くから呼びかける声が聞こえた。それは、総合学習に参加していた小学生の男児であった。その男児はE氏の名前をしっかりと覚えており、落合川を車で通った際に、窓から身を乗り出して手を振っていたのである。そのことについて、「普段の行動を案外人は見てるんですよ。その男の子なんか見えなくなるまで手を振ってくれてね。」と嬉しそうに話す。その後も「川のおじさん」や「お魚のおじさん」などと子供たちから声をかけられることがたびたびあるそうだ。

次に、F氏のケースである。F氏も東久留米市の市民活動の中心メンバーの一人で、講師として総合学習にも参加している。そのF氏が講師を務めた授業に参加したときのことである。授業の最後に「湧水・清流保全都市宣言」について話した際に、子供たちから「あ！それ知ってる！前の落合川の(授業の)ときに旗に書いてあった！」という声が聞かれたのである。授業後、F氏はそれについて、「(宣言について)知ってるんですよ。それが何かしっかり分からなくてもいいんですよ。その子のなかにほんのちょっとだけでも残って

くれたらな」と話す。

4. 3. 5 湧水・清流保全都市宣言

(1) 宣言の概要と経緯

平成 10 年（1998 年）11 月、「東久留米市緑の基本計画」にて、湧水・清流保全都市宣言の検討を緑化重点事業とした。この「東久留米市緑の基本計画」は、「東久留米市環境基本計画」とは異なるものである。その大きな違いとして、「緑の基本計画」は市民主導で作成されたものであり、使用されている言葉などもすべて住民から発信されたものである。その後、平成 13 年（2001 年）11 月、東久留米市みどりの推進委員会が、「東久留米市緑の基本計画の施策の検討結果報告書」で、宣言の早期発表を提案した。同じ頃、平成 13 年（2001 年）6 月の第 2 回定例会にて、「湧水・清流保全都市宣言の実施を求める請願」（請願第 9 号）が全員賛成で採択された。さらに、平成 17 年（2005 年）には、「東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例」が制定された。

そして、落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」に都内から唯一選定された平成 20 年（2008 年）のことである。第 1 期市民環境会議が立ち上げられ、平成 20 年（2008 年）4 月に「東久留米市緑の基本計画の見直しに向けた提言書」（東久留米市市民環境会議）にて、宣言の発表を優先的取り組むべき事項とした。平成 20 年 7 月に、「東久留米市緑の基本計画の見直しについて（答申）」（東久留米市環境市民会議）にて、市民環境会議の提案を高く評価したのである。また、平成 21 年（2009 年）5 月、「第 1 期東久留米市市民環境会議提案書」（東久留米市市民環境会議）にて、宣言の発表を優先的に、早期に実現を求める提案を行っている。以上からも分かる通り、東久留米市市民環境会議は、東久留米市に対し、宣言の早期実現を幾度も訴えている。

その後、第 2 期市民環境会議が立ち上がった。平成 22 年（2010 年）5 月、東久留米市長から環境審議会へ諮問された。それを受け、環境審議会から市民環境会議へ検討依頼がなされた。以降、宣言名・宣言文の検討のために、市民環境会議委員を中心とした検討会を設置し、文案の作成などで 10 月までに 7 回の会議が開催された。この検討会での検討結果を平成 22 年（2010 年）10 月に、市民環境会議、環境審議会、庁内環境会議に対し、それぞれ報告、意見交換が実施されている。そして、平成 22 年（2010 年）12 月に市民へと公開し、意見交換を求めた。その後、環境審議会へ最終報告を行い、市長への答申を経て、東久留米市は平成 23 年（2011 年）6 月 11 日に「湧水・清流保全都市宣言」を発表したのである。

表 2 落合川での出来事

1991 年 2 月	・「ほとけどじょうの会」結成。
3 月	・市議会へ「落合川のほとけどじょうを絶滅から守り湧水保全を実施する市へと要請する請願」提出（2000 名）、採択される。

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・都議会へ「東京都の河川の環境を保全し、貴重な生き物である落合川のホトケドジョウを絶滅から守る請願」提出。(9068名) ・「身近な川の一斉調査」へ初参加。(以後、毎年参加)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回清流復元シンポジウム開催。(以後、毎年開催)
1992年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・落合川最上流部河川改修工事開始。(～11月)
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都知事に「落合川改修工事の延期と計画見直しを求める要望書」提出。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・川の草刈り方法について東京都北多摩北部建設事務所と事前協議が始まる。(以後継続)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・小冊子『落合川からのレポート 湧水のある街』刊行。
1993年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会へ「都南沢緑地保全地域や竹林公園などの保全を考えた都市計画道路の施工を要望する意見書の提出を求める請願」提出、継続審議に。 ・北多摩自然環境連絡会が発足。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館自主企画講座「市民がつくるまちづくりⅡ」開催、翌年1月まで9回開催。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・91年6月の都議会への請願、都議会改選で審議未了・廃案のため再提出。 ・第9回全国水郷水都会議たま大会「北多摩の丘と川の道」で全国から来市。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会で3月提出の請願を「都に要望する請願」と書き改め、採択。 ・川に関心のあるグループと市の担当部署で川の勉強会(交流会)が始まる。(以後、2ヵ月に1回開催)
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米湧水・河川フォーラム開催。翌年から始まる「川あそび」のきっかけとなる。
1994年	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会に中央3丁目に予定されている総合公園構想についてを提出し陳情。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「川あそび&川の清掃—フェンスをはずして川に入ろう」開催。(以後、毎年開催) ・公民館自主企画講座開催(11月まで6回開催)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「落合川水辺の会」をホテルの会とつくり、市民に参加を呼びかける。(以後、2ヵ月に1回開催)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩草の根交流集会(於：東久留米)に参加。映画『武蔵野夫人』上映。
1995年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・落合川水辺の会、市、東京都北北建の三者で「川の交流会」が始まる。(2ヵ月に1回開催)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「川と防災」シンポジウム開催。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬鳥を迎える落合川クリーンアップ。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・黒目川川づくり懇談会に参加。

1996年 5月	・自主企画講座「雑木林と植物」開催。(11月まで2回開催)
9月	・都議会で93年8月に再提出した請願が趣旨採択に。
10月	・第6回清流復元シンポジウム「落合川が遊べる川に」開催。
11月	・落合川親水化工事が始まる。(96年左岸、97年右岸)
	・東久留米市「緑の基本計画」策定委員会発足。(98年11月まで)
1997年 5月	・新河岸川フォーラムで「いこいの水辺」事業報告。
7月	・落合川いこいの水辺が完成、市民に開放される。
9月	・第4回川あそびは完成記念として、いこいの水辺で開催。
	・第7回清流復元シンポジウム「湧水清流保全条例制定に向け全国の事例に学ぶ」開催。
1998年 8月	・落合川いこいの水辺市民ボランティア開始(月2回)。会として登録。
11月	・東久留米市「緑の基本計画」策定。みどりの推進委員会発足。
2000年 6月	・「水とみどりのまつり」開催。総合学習に招かれ始める。
2001年 6月	・「水とみどりのまつり」開催。
	・自主企画講座「知って欲しい!学んで欲しい!子どもたちに!東久留米の自然」開催。(9月まで5回開催)
8月	・第8回川あそびで前夜祭(映画&コンサート)を実施。
12月	・第10回清流復元シンポジウム「武蔵野台地の地下水から東久留米の湧水・清流を考える!」開催。
2002年 6月	・「わくわく川塾」始まる。(以後毎月開催)
12月	・市主催環境展で「水とみどりのワークショップ」開催。
2003年 10月	・荒川クリーンエイドに参加。(黒目川清掃)
2004年 10月	・井戸水位等調査を始める。(以後毎月1回調査)
2005年 5月	・南沢水辺公園完成。

第五章 市民活動を担う人々

本章では、先に記述した東久留米市の市民活動を担うキーパーソンとなっている住民に対するヒアリング調査の結果を、それぞれのライフヒストリーとして紹介する。なお、ヒアリング調査の対象者は表 2 の通りである。

表 2 ヒアリング調査の対象者

A 氏	66 歳	ホテルの会 代表
B 氏	67 歳	ほとけどじょうの会 代表
C 氏	64 歳	東久留米 川クラブ 代表
D 氏	46 歳	市民活動の中心メンバー
E 氏	81 歳	市民活動の中心メンバー
F 氏	50 歳	市民環境会議 委員

5. 1 A 氏

東久留米市における代表的な市民団体の一つが「東久留米・ホテルを呼び戻す会（以下、

ホテルの会)」である。その活動の中心となっているのが、A氏である。

もともとの出身は東京都都心部であり、自然がほとんどない環境で育った。A氏が大学生の頃、東京オリンピックの影響により都内のあちこちで河川の暗渠化が進んでいた。その様子について、A氏は漠然とした疑問を抱き、釈然としない気持ちを持っていた。

東久留米市に移り住んだのは約30年前（1985年頃）である。移住後、市内の南沢湧水群を見たときに「なんでこんなところに、川とか湧水がまだ残ってんだ?!」と驚いたという。A氏にとって、都心部での「日常」にはなかった光景であった。その後、A氏はその南沢湧水群でホテルを目撃したのである。その様子を、「実際にね、この目でホテルを見たんだよ。いやー、本当にびっくりしたよ。こんなところでもホテルはいるんだってね」と、熱を帯びた口調で語ることからも分かるように、ホテルを見たという体験は、当時のA氏にとって非常に衝撃的な出来事になった。

このように、当時のA氏にとっての「非日常」の出来事がきっかけとなって少しずつ「日常」は変化し、現在まで約20間、活動を継続している。

5.2 B氏

もう一つの団体は、「東久留米ほとけどじょうを守る会（以下、ほとけどじょうの会）」である。この「ほとけどじょうの会」の代表をしているのがB氏である。B氏も同じく市外の福岡県出身である。A氏と同様約30年前に東久留米市に越してきた。活動開始のきっかけは、1989年に開催された市民講座において、東久留米市内の自然環境、特に河川環境についての専門家との会話を通じ、落合川の希少種であるホトケドジョウが河川改修によって絶滅の恐れにあることを知ったことであった。「これじゃだめだ、このままじゃだめになっちゃうと思ったんだよ」と話す通り、この経験が東久留米市の河川環境に対する危機感を生んだ。これは、当時のB氏にとって「日常」にはない「非日常」の感覚であった。

それから約20年、最初は河川清掃から始まり、現在ではあらゆるイベントの開催や、行政と市民の協働の場である「東久留米市市民環境会議」の中心メンバーとして、B氏は日々活動する「日常」を送っている。

5.3 C氏

C氏は、現在64歳で、東久留米市における市民活動の中心メンバーの一人である。また、落合川沿いに自宅があり、自宅から河川の様子を見ることができる距離に居住している。かつて河川とはまったく関わりのない「日常」を送っていた。そして、2006年頃、偶然にも河川側の庭に設置していた倉庫を撤去し、これが、それまでのC氏の「日常」を「非日常」へと変動させていった。まず、「いこいの水辺」で活動するA氏やB氏の姿が目飛び込んできた。そこで、挨拶を交わす内に落合川の生態系の状態を知らされ、それが活動開始のきっかけとなった。以降、C氏は、現在に至る6年間のほぼ毎朝河川清掃を行い、また、定期的に行われる河川イベントにはほぼ毎回参加している。また、落合川周辺の住民達か

ら「ご苦労様」や「今日は子供達どう？」などの声をかけられるのも、今やC氏にとって「日常」のこととなっている。

5.4 D氏

C氏の近隣住民で、同じく落合川沿いに居住するD氏の例を見てみよう。D氏は40代のサラリーマンで、現在は市民活動の中心メンバーとして活躍している。D氏の活動のきっかけは、D氏の子供であった。落合川をテーマに自由研究をさせようと、毎朝落合川を清掃しているC氏に相談したのである。これを機に、D氏の子供とC氏はD氏の活動や落合川の現状を知るという経験をし、徐々に活動に参加するようになった。そして現在では、D氏の子供は清掃活動に参加するようになり、C氏命名の「落合川バスターズ」として清掃を継続している。また、D氏自身もイベントなどには中心メンバーとして参加し、親子での活動が「日常」となっている。

5.5 E氏

E氏は現在81歳で、A氏やB氏と同様に市民活動の中心メンバーの一人である。ホテルの会やほとけどじょうの会の発足時から活動を開始している。

E氏の出身は京都で、1978年(昭和53年)、仕事の転勤により東久留米市に越してきた。現役で仕事をしている頃は、東久留米市について自由学園のこと以外は何も知らなかったという。定年退職後、嘱託として勤務していたE氏がもっとも感じたことは、職場における虚無感であった。それまでは正社員として仕事漬けだった日々が一変し、職場に「居場所が無い」状態が続いた。

そのような中、たまたまチラシで見た市民講座に参加したのは1989年(昭和64年)のことである。そこでE氏は東久留米市のこと、落合川の現状、希少種であるホトケドジョウが絶滅の危機にあることを知り、「なんでそんなことができないんだ」「東京都からの金はどうなってんだ」と大いに疑問が湧いた。その怒りにも近い疑惑の念と、それまでの虚無感からの反動で、E氏は市民活動にのめり込んでいった。

市民活動を開始した頃は、怒りに任せて行政とぶつかることもしばしばあった。しかし一方で、その怒りを抑制してくれるメンバーとの出会いも多かった。たとえば、「いこいの水辺」が完成するまでの2年間の、市と北北建と市民の三者間での話し合い「川の交流会」が良い例である。「その人がいなかったら、こうはできてなかったかもしれない」という言葉が示す通り、その頃は「話し合えば分かる」人が三者それぞれにあり、また市民同士間での意見を一致させるための「飲み会」を幾度となく重ねた結果、「いこいの水辺」が完成したのである。これらのことを振り返って、E氏は「人との出会いというのは、後になって分かるもの。それが後から『市民活動』と呼ばれる」と話す。

そのうちに、行政のなかでも部長や課長などは「最初はケンカでも、話し合えば分かる」と分かってきた」という。また、E氏自身も、年齢や活動の継続とともに自身の怒りが徐々

に「ソフト化」していき、「世の中がギスギスしている現代で、秋の虫が鳴けばいいかな、癒されるんじゃないかなとは思うよね」、「せんどやってきたからね。人間側は、これ以上はもういいんじゃないのとは思うよね」という言葉からも取れるように、E氏自身の変化もみられる。

また、湧水宣言に関しては、「宣言したからって、どうってことはない。だけど、宣言したからには責任が出るでしょ。これからが大事なんだよ。宣言都市としての意識もって、誇りに思ってもらいたい。一人ひとり増やしていきたい、難しいけどね。」と話すとおろ、湧水宣言に期待する思いを持っている。「裏側で動いている人がいる」ことを忘れずに、E氏は今日も活動を続けている。

5.6 F氏

「湧水・清流保全都市宣言」の発表に至るまでの13年間を、市民環境会議の委員のひとりであるE氏は「怨念の13年間だった」と語る。その様子は、第2期市民環境会議の議長であるF氏が言うように、「会議中に怒って席を立つ人もいたくらい」だった。そのような穏やかではない経緯を経て、宣言は発表された。その発表の際に、環境審議会のY先生は「市民と行政が近づいたなど。東久留米のその独特な雰囲気の中でね。適度な緊張感というか、ね」と、その様子を語った。そして、F氏は「ずいぶん距離が縮まったような気がします」と言った。その詳細な背景を、Fさんのライフヒストリーとともに伺った。

F氏は生まれも育ちも東久留米市である。どの市民団体にも所属しておらず、独自で活動을續けて10年になる。その活動の中には、東京都環境局の審議会への参加などがあり、この経歴をA氏（ホテルの会・代表）に買われて市民環境会議へと参加するようになった。これについて、F氏は「はめられたなって思ったよ」と笑って話す。その後、市民環境会議において、F氏は湧水・清流保全都市宣言の重要性を自ら訴えたのである。この訴えを、今日の発表に至るまでのある意味責任として、「最後まで見届けたい」という言葉でF氏は語った。

かつてF氏はある一枚の写真に出会っている。

「前にね、A氏とB氏（ほとけどじょうの会・代表）の二人が「川を汚すな」って看板を持って立ってる写真を見たことがあるんですよ。白黒の。それがね、二人の顔が、すごい剣幕なんです。眉間に皺寄せて。つまり、反対してるんですよ。怒ってるんです。」

その写真との出会いや、市民環境会議でのA氏やB氏との会話の中で、二人に対するF氏の想いが形成されていった。それは、「(湧水宣言の発表を) みなさん(A氏、B氏など先代の人々)が喜んでくれたらいいなって」という言葉にも表れている。そして、F氏は最後に、「この宣言は、リスタートだと思っている」と言った。つまり、今後も活動を継続していく覚悟があるということである。そのための具体的なプランとして、F氏は、「東久留米市緑の基本計画」の見直しなどを考えている。

第六章 河川環境における「日常」と「非日常」

6. 1 ハビトゥス論

6. 1. 1 ハビトゥスとは

ここで、本研究における分析軸である「ハビトゥス」について記述する。ハビトゥスは、フランスの社会学者 P・ブルデューによって提唱された概念である。ハビトゥスについて、彼は、次のように述べている。

「ハビトゥスというのは、われわれの内にある、言説・行動の生成原理です。われわれは社会的学習によって持続的、恒常的、体系的な諸性向獲得します。これがわれわれのすべての行動のなかに表現されるわけです。たとえば、われわれは直感的に、人はひとつのまとまり、統一性を持っていると考えます。人の言動を予測可能なものと考えています。そしてそれを彼の性格に帰するのが普通です。生来の性格、つまり自然、生物的自然に帰するわけです。ハビトゥスはこれを社会的に獲得されたものとする概念です。人を理解するとは、この生成原理—彼が即興する、つまり言ったりしたりすることを選択する原基であるマトリックス—を把握することです。このハビトゥスを直感的に把握すれば、人の言動を予測できることになります。的確な質問ができます。未知の者どう

しの間にごく自然な、くだけた会話が成り立つのは、相手のハビトゥスについて認識があるからです。抽象的な認識ですが、これを適応することによって自然な面談が可能になるのです。逆にいうと、自然に見える面談の背景には、調査者が被調査者のハビトゥスについての科学的な認識を持っているということがあるわけです。

ハビトゥスとは、われわれの身体に刻み込まれている行動原理である、われわれはこれを社会的学習によって獲得する、要するにわれわれの内部に組み込まれた社会であるということです。」(Bourdieu.1990,pp.21-22)

ここで述べられている内容は、以下の例によって示される。

一つ目に、美術館に行き絵画を鑑賞するといった文化的な活動を取り上げる。まず美術館に行く頻度、そこに定期的に通う確率は社会的にきわめて不平等に分布している。また、美術館に行くことがまったくない人たちもいる。確率は上の階層になるほど大きくなる。次に、美術館に通う人々の好みを記述することができる。どんな種類の絵が好きかを尋ねた場合、1970年代のフランスでは印象派という答えが圧倒的であった。印象派というのは一番安易で、最頻度な趣味、平均的な趣味だったというわけである。さらに、印象派をもっとも好む人々を対象に、彼らが属する社会的階層や学歴などを調べ、どの画家が一番好きかを調査することもできる。商業や工業に携わる富裕なブルジョワジーは、ルノワールが好きと答えると予測できる。ルノワールというのは、ブルジョワ演劇的、色鮮やかで、きれいで、幸福感に満ちあふれており、上流の生活を描いているということになるだろう。それに対して、社会空間の別の位置に属する人たち、文化に携わる人々、たとえば教師の間ではマネ、あるいはゴヤがもっとも好まれている。つまり、よりいかめしく、冷たく硬い感じがして批判的な絵ということである。

二つ目に、「箸の上げ下ろし」という日本語の表現を取り上げる。各人それぞれがそれぞれの家庭環境で身に付けた独特の箸の扱い方がある。たとえば、もし好きな女性がじぶんと違う箸の使い方をするなら、その女性とは結婚しないほうがよい、遅かれ早かれうまくいかないことになる、というあけである。フランスではこれを「不釣り合いな結婚」という。そしてそれを避けるために金持ちは金持ち同士貧しいも者は貧しい者同士で結婚するように取り計らわれていた。

また、ブルデューは、ハビトゥスを次のようにも述べている。

「実は、似た者同士というのは社会的に作り出された者たちなのです。同じ環境に属する者たちなのです。……また、ハビトゥスは社会的な位置、経済資本、つまり所得水準、文化資本、つまり学歴や教養などと結びついているし、性別にも関係があります。こうした特性すべてが人々、集団の性向を決定する条件になります。そして、これら性向をとおして行動を決定するわけです。大まかにいうと、同じ環境の中でつくられた人々は、おそらく同じような趣味や好みを持ち、彼らが出会えば、互いに相手に対して親しみが

持てるということです。逆に、かけ離れた環境に属しているとすれば、相手になじめないとおもうだろうということです。」(Bourdieu,1990,p.25)

ハビトゥスとは、特有の存在条件に即して過去の経験をすべて統合して生み出されるものであり、「構造化された構造であるが、同時にまた構造化する構造」として、たえず知覚・評価・行動の母体として機能するのである。

6. 2 「日常」と「非日常」の螺旋的ダイナミズム

6. 2. 1 「日常」の形成<継続・強化>

東久留米市の河川環境における市民活動が担う役割は、河川環境に対する「日常」の感覚を形成させるということである。

安定した河川環境のための安定した人間の関わり、つまり一過性のものではなく慣習的に河川と関わること、これが本研究における「日常」である。A氏、B氏が中心となって20年間行われている河川の水質調査、100回目を迎えた「川塾」、C氏が6年間ほぼ毎日続けている河川清掃など、東久留米市には継続している人、継続されている行為が多数ある。そして、その「継続」により、つまり繰り返されるがゆえに、より強固で確固たる「日常」の感覚、つまりハビトゥスが形成されるのである。

では、これらの「日常」、つまり慣習的に河川とかわるという行為は、どのように実現されてきたのであろうか。その答えは、それぞれのライフヒストリーにある、つまりそれぞれのハビトゥスに帰していると考える。

6. 2. 2 「非日常」=「差異」との遭遇

ここで一つ述べておきたいのは、この「日常」の感覚は、あくまで無意識的なものであるということである。しかし、それがふいに意識上に浮上する瞬間がある、それこそが「非日常」である。ブルデューの言葉を借りれば、それは「差異」である。たとえば、東久留米市に移住して来たばかりの頃のA氏の河川環境における体験、C氏のA氏やB氏との出会いがまさにそれである。

この点について、ブルデューは以下のように述べている。

「ハビトゥスは……、存在状態における差異をそのなかに含んでおり、分類されかつ分類する（ハビトゥスの所産として）」慣習行動の差異というかたちで、これらの差異をとらえている」(Bourdieu,1979,pp.191-192)

「ハビトゥスは構造化する構造、つまり慣習行動および慣習行動の知覚を組織する構造であると同時に、構造化された構造でもある。なぜなら社会界の知覚を組織する論理的集合への分割原理とは、それ自体が社会的階級への分割が身体化された結果であるからだ。……だから社会的アイデンティティは、差異のなかで規定され明らかになるのだ。

ということは、存在状態の体系の構造全体が、この構造のなかに一定の位置を占めているある存在状態の経験のうちに現れてくるようなかたちで、ハビトゥスの性向のうちに避けがたくしるしづけられているということである」(Bourdieu,1979,p.191)

ここで述べられている内容は、「差異」というものが、どのようなメカニズムのもとに把握されるのかということと関係している。差異とは、単独で考えられる概念ではなく、あくまで関係概念である。つまり、あるものとあるものとの関係のなかに見て取れるものである。社会的構造においては、その全体を構成する各要素にとって、それ自身以外のものとのお互いの関係そのもの（すなわち、差異）が、各要素の自己の規定でもある。そのなかの一要素が変化すれば、すべての要素がそれと連動して変化することになる。各要素はお互いの関係のなかには、自己を規定する根拠を持たないのである。部分は全体のなかに位置づけられて初めて、自分が何であるかを知る。それゆえ、社会のなかである階級が何であるのかは、他の階級との関係とを切り離して語ることはできない。

加えて、このように形成された住民の「日常」は、「非日常」＝「差異」に出くわすことでその威力を発揮する。その好例が、落合川の白濁である。落合川という河川環境に対する「日常」の感覚、つまりハビトゥスにより、白濁という「日常」との「差異」、つまり「日常」に気づき、行動できたのである。

6. 2. 3 「日常」の顕在化<修正・強化>

上述した「非日常」との出会いによる結果として、「日常」の顕在化を示すことができる。つまり、「非日常」＝「差異」によってそれぞれの「日常」が改めて自覚され、感覚が修正され、あるいは強化されるのである。この強化された「日常」が、安定的な河川とのかかわりであり、また、安定した河川環境を維持する行為そのものである。そして、ふたたび「日常」の形成が開始されるのである。

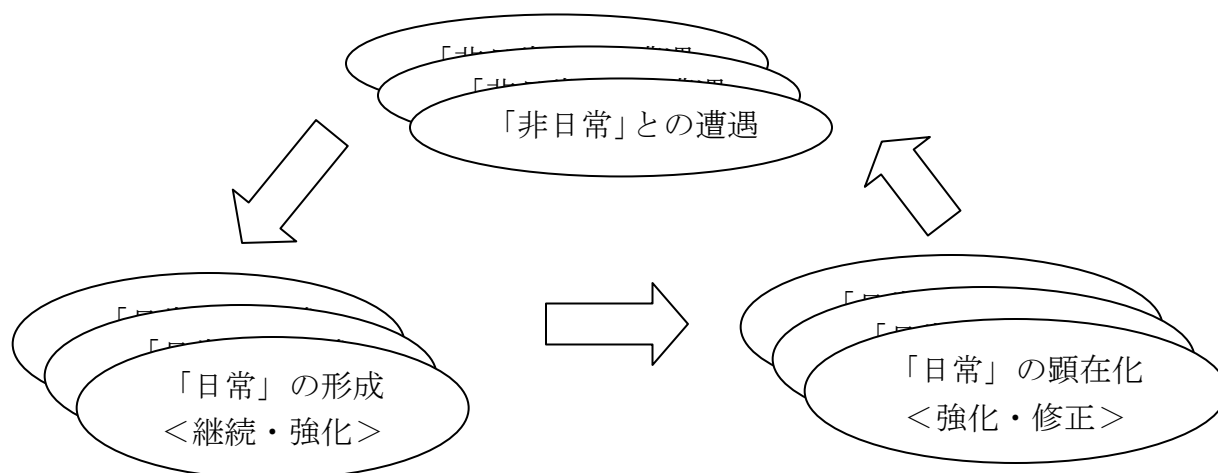


図3 「日常」と「非日常」の螺旋構造

6.3 今後の展望 「宣言」の担う役割—「日常」の拡大—

以上のように、20年間のうちに、市民活動を担う人々はそれぞれの「日常」を形成し、また、「非日常」との遭遇によってそれが顕在化し、強化されていったと言える。そして現在、東久留米市は新たな局面を迎えている。つまり、彼らが形成してきた「日常」の拡大である。

2011年6月に公布された「湧水・清流保全都市宣言」、これが拡大の第一歩である。東久留米市として、市民活動により形成されてきた「日常」、つまり河川環境に対する感覚を認め、「宣言」として発表したと言える。この「宣言」までには13年という時間がかかっているが、この間にも「日常」は強化や修正を施されながら形成され続けている。その結果としての「宣言」である。市民活動を担う人々が「条例」ではなく、なぜ「宣言」にこだわったのか。それは、まさに「日常」という感覚を、宣言都市としての「自覚」を重視していたからではないだろうか。そして、「宣言」の実践として「条例」があるのではないだろうか。F氏の「リスタート」という言葉が示すとおり、今後は「日常」の新たな強化要素として「条例」の改正に向けて、活動を開始していかなければならない。

その意味で、この「宣言」はある意味で「非日常」的な働きをしていると言える。つまり、「日常」の顕在化を促しているのである。無意識の中に埋もれていた「日常」を、宣言都市・東久留米市の市民であると自覚させてくれる「宣言」によって、改めて意識上に「日常」を浮かび上がらせるのである。この顕在化が重要なのである。「日常」を「日常」として意味あるものとして認識されてこそその「日常」なのである。

参考文献

- 樋口 明彦,佐藤 直之,高尾 忠志, 2005,『まちの活性化を促す都市河川整備のあり方に関する研究』土木学会土木計画学論文集, Vol.22, No.2, pp.387-396,
- 土屋正春, 伊藤達也, 2006,『水資源・環境研究の現在』東京：成文堂
- 嘉田由紀子, 陣内秀信, 沖大幹, 2006,『里川の可能性：利水・治水・守水を共有する』東京：新曜社
- 嘉田由紀子, 2003,『水をめぐる人と自然：日本と世界の現場から』東京：有斐閣
- 村上陽一郎, 1984『非日常性の意味と構造』海鳴社
- 田中滋, 1993「河川の環境社会学・試論」『追手門学院大学文学部紀要』105：115
- , 1997「河川環境事業としての「多自然型川づくり」—1970年代以降における建設省・河川環境行政史—」『環境社会学会年報』3：58-70.
- 鳥越皓之編, 2006『里川の可能性：利水・治水・守水を共有する』新曜社
- 加藤晴久, 2002『ピエール・ブルデュー1930-2002』藤原書店
- P.Bourdieu, 1990『ピエール・ブルデュー—超領域の人間学』藤原書店
- P.Bourdieu, 加藤晴久訳, 2007『実践理性』藤原書店

- ブルデュー社会学研究会, 1999『象徴的支配の社会学』恒星社厚生閣
- 田辺繁治, 2003『生き方の人類学』講談社
- 福井憲彦編, 1986「象徴権力とプラチック」『actes No.1』日本エディタースクール
- P.Bourdieu, 1986「生成文法としてのハビトゥス」『actes No.2』日本エディタースクール
- 菅豊, 2006『川は誰のものか—人と環境の民俗学—』吉川弘文館
- 桜井徳太郎・谷川健一・坪井洋文・宮田登・波平美恵子, 1984『共同討議 ハレ・ケ・ケガレ』青土社.
- 鳥越皓之編, 2006『里川の可能性 利水・治水・守水を共有する』新曜社.
- 柳田國男, 1993『明治大正史 世相篇』講談社.
- 宮田登, 1996=2001『ケガレの民俗誌 差別の文化的要因』人文書院.
- 田中滋, 1993「河川の環境社会学・試論(1)」『追手門学院大学文学部紀要』28:105-115
- , 1997「河川環境事業としての「多自然型川づくり」—1970年代以降における建設省・河川環境行政史—」『環境社会学会年報』3:58-70.
- 嘉田由紀子, 2003「琵琶湖・淀川流域の水政策の100年と21世紀の課題—新たな『公共性』の創出をめぐる—」嘉田由紀子編『水をめぐる人と自然—日本と世界の現場から—』有斐閣:111-145.
- 波平恵美子, 1984『ケガレの構造』青土社
- 土木学会日本土木史編集委員会, 1973,『日本土木史 昭和16年~昭和40年』土木学会
- 広田純一, 岡本雅美, 1993「ドイツ農村地域における近自然化事業の実態」『環境と公害』23-1
- 井上章平, 1984,「巻頭論説・今日でも治水は国政の要諦か」『土木学会誌』69
- 河川環境管理財団, 1983,『解説・河川環境』山海堂
- 建設省, 1992,『平成4年度版・建設白書』大蔵省印刷局
- 近自然河川工法研究会, 1994,『近自然工法思想と技術』西日本科学技術研究所
- 松田芳夫, 1984,「流域に治水機能を求めて」『土木学会誌』69
- 大熊孝, 1993,「自然を生かした川づくり」『環境と公害』23-1
- 坂文雄他, 1992,「神田川・環状七号線—地下調節池工事/超大口径シールドのセグメント自動組立」『土木学会誌』77
- 関正和, 1994,『大地の川』草思社
- 高橋裕, 1984,「河川観の変遷」『土木学会誌』69
- 田中滋, 1994,「近代日本における河川環境行政史—<河川の近代化>から河川環境問題の事業化へ」『平成5年度・河川管理における環境保全型社会の形成過程の研究』滋賀県琵琶湖研究所
- 吉永昌幸, 1984,「法制が定める河川」『土木学会誌』69

